2025（令和7）年度

公共用水域及び地下水の
水　質　測　定　計　画

大　　阪　　府

2025（令和7）年3月策定

目　　次

1　公共用水域の水質測定計画 …… 1

1 目 的 …… 3
2 測定地点及び測定機関
3 測定期間
4 測定項目 …… 4
5 測定回数 …… 5
6 試料の採取等 …… 6
7 測定方法等
8 環境基準値及び評価方法
9 測定結果の報告
10 その他
（図1－1）河川の水質測定水域区分 …… 7
（図1－2）河川の各水域の水質測定地点図 …… 8
（図1－3）大阪湾水域の水質･底質測定地点図 …… 14
（別表1－1）測定地点数及び測定機関総括表 …… 15
（別表1－2）測定地点、測定回数一覧表（河川） …… 16
測定地点、測定回数一覧表（海域） …… 22
（別表1－3）測定方法、環境基準値等一覧表 …… 24
（別表1－4）環境基準値及び評価方法 …… 27
（別表1－5）環境基準の水域類型指定一覧表 …… 30

2　地下水質測定計画 …… 33

1 目 的 …… 35
2 調査の区分
3 測定地点及び測定機関
4 測定期間
5 測定項目 …… 36
6 測定回数
7 測定方法
8 試料の採取等
9 環境基準値及び評価方法
10 測定結果の報告 …… 37
11 継続監視調査の終了
12 その他
（図2－1）概況調査測定地点図 …… 38
（図2－2）継続監視調査測定地区図 …… 39
（別表2－1）測定地点数及び測定機関総括表 …… 40
（別表2－2）測定地点一覧表（概況調査） …… 41
（別表2－3）測定地点一覧表（継続監視調査） …… 43
（別表2－4）測定方法、環境基準値等一覧表 …… 46

参考資料 …… 49

公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方 …… 51
地下水質常時監視の継続監視調査における自然由来汚染地点の終了判断
についての基本的考え方 …… 55

1　公共用水域の水質測定計画

２０２５（令和７）年度公共用水域の水質測定計画

１ 目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の公共用水域の水質を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

２ 測定地点及び測定機関

測定地点は、河川については、原則として、利水状況を考慮しつつ、河川の汚濁状況を総合的に把握できる流末等に設定することとし、また、海域については、原則として、水域の地形、海潮流、主要な汚染源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるよう設定することとする。なお、水質測定地点、底質測定地点及び測定機関は、別表１－１及び別表１－２のとおりとする。

(1) 水質測定地点

河川：100河川　　139地点　（環境基準点　95地点、準基準点　44地点）

海域：大阪湾海域　　22地点　（環境基準点　15地点、準基準点　7地点）

(2) 底質測定地点

河川：50地点（うち令和7年度は29地点で測定）

海域：15地点（うち令和7年度は5地点で測定）

○ 準基準点は、水域の状況をより的確に把握するため、環境基準点を補完するとともに、人の健康の保護に関する環境基準の評価を行う。

３ 測定期間

測定期間は、2025（令和7）年4月１日から2026（令和8）年3月31日までとする。

4 測定項目

原則として、人の健康の保護に関する環境基準項目、生活環境の保全に関する環境基準項目及び排水基準や水域の特性把握に必要な項目として、次表のとおり設定することとする。

(1) 水質測定項目

	河　　川	海　　域
ア 人の健康の保護に関する項目（健康項目）	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 ・1,4-ジオキサン （ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。）	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・1,4-ジオキサン （ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。）
イ 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）	・水素イオン濃度（pH） ・溶存酸素量（DO） ・生物化学的酸素要求量（BOD） ・化学的酸素要求量（COD；酸性法） ・浮遊物質量（SS） ・大腸菌数 ・全窒素（T－N） ・全りん（T－P） ・全亜鉛 ・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	・水素イオン濃度（pH） ・溶存酸素量（DO） ・化学的酸素要求量（COD；酸性法、ろ過酸性法） ・大腸菌数 ・ノルマルヘキサン抽出物質（油分） ・全窒素（T－N） ・全りん（T－P） ・全亜鉛 ・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
ウ 特殊項目	・ノルマルヘキサン抽出物質（油分） ・フェノール類 ・銅 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん	・フェノール類 ・銅 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん ・プランクトン数 ・クロロフィルa ・懸濁物質（浮遊物質量） ・懸濁物質の強熱減量 ・濁度
エ 特定項目	・トリハロメタン生成能	
オ 要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン ・ダイアジノン ・フェニトロチオン ・イソプロチオラン ・オキシン銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・EPN ・ジクロルボス ・フェノブカルブ ・イプロベンホス ・クロルニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン ・塩化ビニルモノマー ・エピクロロヒドリン ・全マンガン ・ウラン ・ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（PFOS及びPFOA） ・フェノール ・ホルムアルデヒド ・4-t-オクチルフェノール ・アニリン ・2,4-ジクロロフェノール	
カ その他項目	・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透視度 ・塩素イオン ・電気伝導率 等	・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透明度 ・塩分 ・電気伝導率 等

○ 特殊項目は、排水基準が定められた項目、富栄養化関連項目等。

○ 特定項目は、特定水道利水障害の防止のための水道水源の水質の保全に関する特別措置法(平成6年3月4日法律第9号)に基づく項目。

○ 要監視項目は、人の健康の保護又は水生生物の保全に関連する項目であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、知見の集積に努めるべき項目。

(2) 底質測定項目

	河　　川	海　　域
ア 健康項目	・総水銀 ・PCB	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB
イ 一般項目	・含水率	・水素イオン濃度 ・化学的酸素要求量 ・含水率 ・硫化物 ・酸化還元電位 ・強熱減量 ・総クロム ・ノルマルヘキサン抽出物質（油分）
ウ その他項目	・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等	・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等

5 測定回数

測定回数は、下表を原則とし、過去の検出状況、利水状況、発生源の有無等を考慮の上、設定するものとする。

(1) 河川

	測定項目		測定回数
環境基準点	健康項目	PCB 農薬類 上記以外の項目	・年1回以上 ・年1回以上(農薬使用時期に実施) ・年2回以上
	生活環境項目	全窒素・全りん 大腸菌数 全亜鉛 〃 ノニルフェノール・LAS 上記以外の項目	・年4回以上 ・年12回以上(AA、A、B類型のみ) ・年4回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年4回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年12回以上
	特殊項目	全項目	・年1回以上
	特定項目	全項目	・年1回以上(水道利水のある地点)
	要監視項目	全項目	・府域全域の長期的な状況を把握するための頻度・回数とし、3年で測定地点を一巡するローリング調査を基本とする。
準基準点	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全窒素・全りん 全亜鉛 〃 ノニルフェノール・LAS 上記以外の項目(大腸菌数を除く)	・年2回以上 ・年2回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年2回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年4回以上
	特殊項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上。
	特定項目	全項目	

○ 通日測定は、水質管理上重要かつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上(各1日について2時間間隔で13回採水分析)。

○ 河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において、3年で測定地点を一巡するローリング調査を基本とし、調査年につき年1回以上。

(2) 海域

	測定項目		測定回数
環境基準点	健康項目	PCB 上記以外の項目	・年1回以上 ・年2回以上
	生活環境項目	大腸菌数 ノルマルヘキサン抽出物質 全亜鉛 〃 ノニルフェノール・LAS 上記以外の項目	・年12回以上(A類型のみ) ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年4回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年4回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年12回以上
	特殊項目	全項目	・年1回以上
準基準点	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全亜鉛 〃 ノニルフェノール・LAS 上記項目・大腸菌数・ノルマルヘキサン抽出物質を除く項目	・年2回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年2回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年4回以上
	特殊項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上。

○ 海域の底質は、3年で測定地点を一巡するローリング調査を基本とし、健康項目については調査年につき年1回以上、一般項目については調査年につき年2回以上。

測定月は原則として次表のとおりとする。

年間測定回数	測　定　月
1 回	8月
2 回	8月、2月
4 回	5月、8月、11月、2月
6 回	5月、7月、8月、11月、1月、2月
12 回	毎月

6 試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

(1) 試料採取の実施にあたり、健康項目については、水域の水量いかんに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時）にある時期とする。

(2) 流量観測は採水日に実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。なお、1日あたりの流量観測回数は、原則2回とし、変動の少ない地点は1回とする。

(3) 河川における試料採取は流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。 ただし、気温、水温及び水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。また、次の項目については、午後3時に最も近い採水時の試料について測定する。

なお、1日の内で水質の大きな変動がない河川や流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

・生活環境項目　（溶存酸素量、大腸菌数、全亜鉛）
・健康項目　（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く）
・特殊項目　（ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質、ﾌｪﾉｰﾙ類、銅、溶解性鉄、溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ、全ｸﾛﾑ）
・特定項目
・要監視項目

海域の場合は、表層は海面下1m層から採水する。また、底層は環境基準点のうち港内3地点を除く12地点において、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5m層から採水する。なお、底層については溶存酸素量（DO）についてのみ海底面上1m層からも採水する。

底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

(4) 以上の他、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に準拠する。

7 測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表1－3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

8 環境基準値及び評価方法

環境基準値及び評価方法は、別表1－4のとおりとする。

9 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

(1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。

(2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

10 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

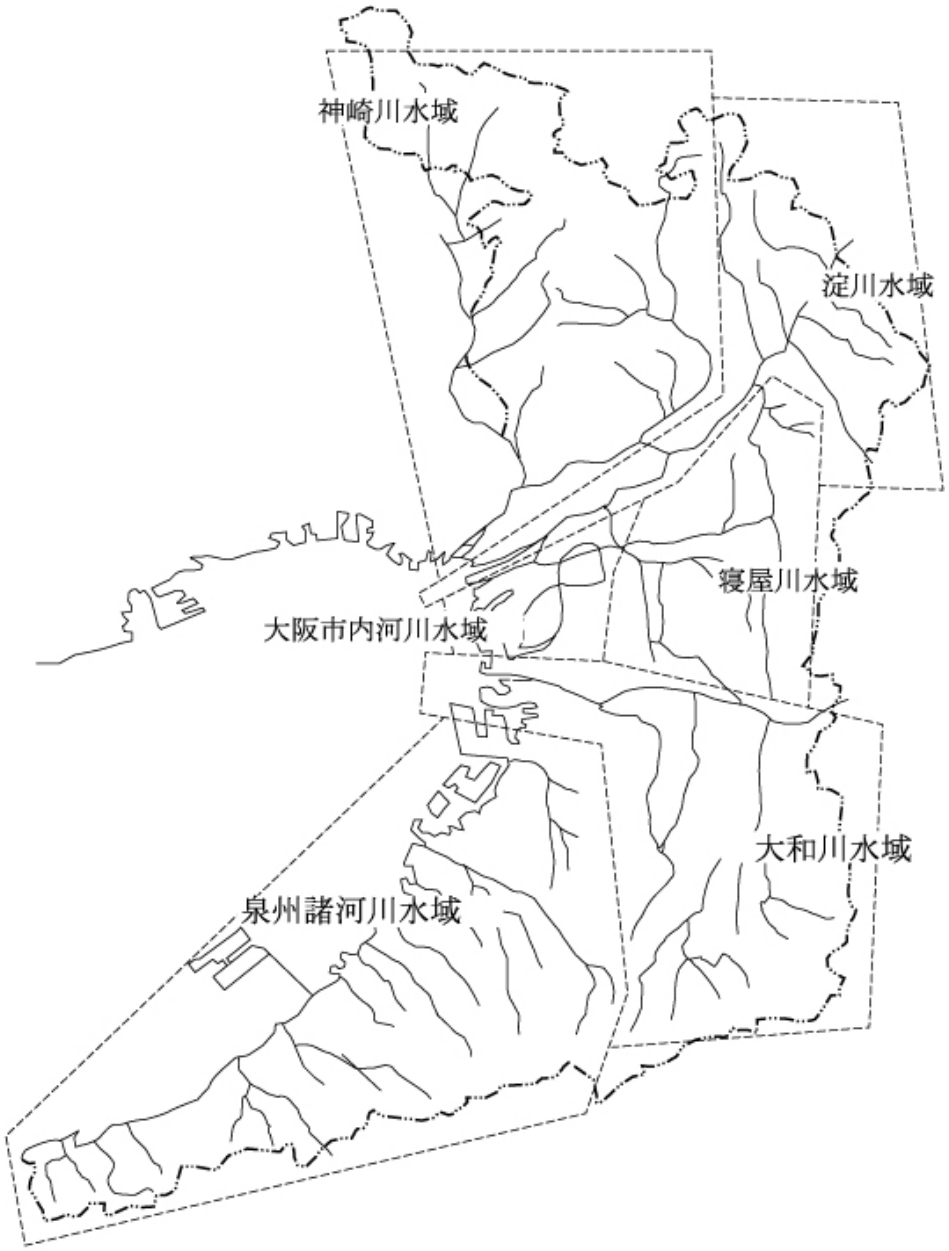

図1－1　河川の水質測定水域区分

地図中番号	河川名	地点名	北緯	東経
1	淀川	枚方大橋流心	34°48'51″	135°37'57″
2		枚方大橋左岸	34°48'51″	135°37'57″
3		枚方大橋右岸	34°48'51″	135°37'57″
4		鳥飼大橋流心	34°45'30″	135°34'23″
5		鳥飼大橋左岸	34°45'30″	135°34'23″
6		鳥飼大橋右岸	34°45'30″	135°34'23″
7		菅原城北大橋	34°44'00″	135°32'11″
8		伝法大橋	34°41'35″	135°26'52″
9	船橋川	新登橋上流	34°51'03″	135°40'42″
10	藤本川	淀川合流直前	34°50'56″	135°39'37″
11	穂谷川	淀川合流直前	34°50'52″	135°39'45″
12	檜尾川	磐手杜神社	34°51'42″	135°38'00″
13	黒田川	西ノ口樋門	34°49'23″	135°38'59″
14	天野川	淀川合流直前	34°49'11″	135°38'41″
15	安居川	淀川合流直前	34°48'56″	135°38'28″
16	芥川	塚脇橋	34°52'26″	135°35'22″
17		鷺打橋	34°49'06″	135°37'05″
19	女瀬川	天堂橋	34°50'17″	135°36'22″
20	水無瀬川	名神高速道路高架橋下	34°53'27″	135°39'58″

（地図中番号18は欠番）

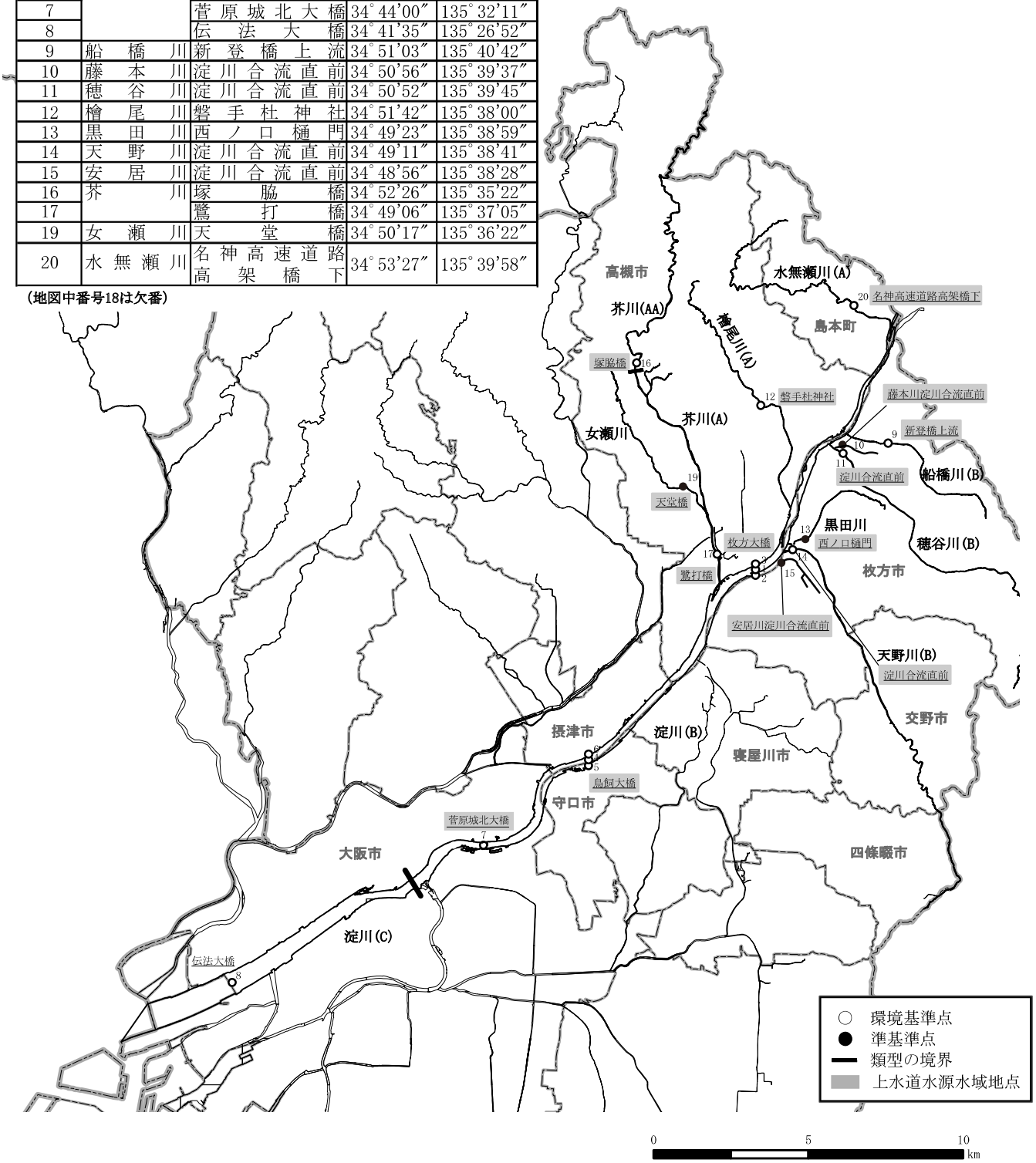

図１－２（１）　淀川水域の水質測定地点図

地図中番号	河川名	地点名	北緯	東経
21	神崎川	小松橋	34°45'22"	135°32'12"
22		新三国橋	34°44'17"	135°28'50"
23		神崎橋	34°43'59"	135°26'49"
24		千船橋	34°42'38"	135°26'44"
25	左門殿川	辰巳橋	34°42'41"	135°25'47"
28	天竺川	神崎川合流直前	34°44'56"	135°28'43"
29	番田井路	玉川橋	34°48'52"	135°36'07"
30	安威川	車作大橋	34°53'44"	135°33'43"
31		桑ノ原橋	34°51'40"	135°33'45"
32		宮島橋	34°47'15"	135°34'55"
33		新京阪橋	34°45'31"	135°31'55"
34	茨木川	安威川合流直前	34°49'48"	135°34'11"
35	大正川	安威川合流直前	34°46'36"	135°33'47"

(地図中番号26、27は欠番)

地図中番号	河川名	地点名	北緯	東経
36	山田川	安威川合流直前	34°46'27"	135°33'26"
37	正雀川	安威川合流直前	34°46'16"	135°32'59"
38	勝尾寺川	中河原橋	34°50'26"	135°33'15"
39	猪名川	銀橋	34°51'15"	135°24'55"
40		軍行橋	34°47'47"	135°25'23"
41		利倉橋	34°45'41"	135°27'18"
42	箕面川	箕面市取水口	34°50'17"	135°28'11"
43		府県境	34°47'59"	135°25'51"
44	余野川	猪名川合流直前	34°50'31"	135°25'27"
45	千里川	猪名川合流直前	34°46'00"	135°27'06"
46		落合橋	34°49'13"	135°28'37"
47	田尻川	兵庫県界	34°56'12"	135°25'31"
48	一庫・大路次川	兵庫県界	34°56'27"	135°24'34"
49	山辺川	一庫・大路次川合流直前	34°57'30"	135°24'32"

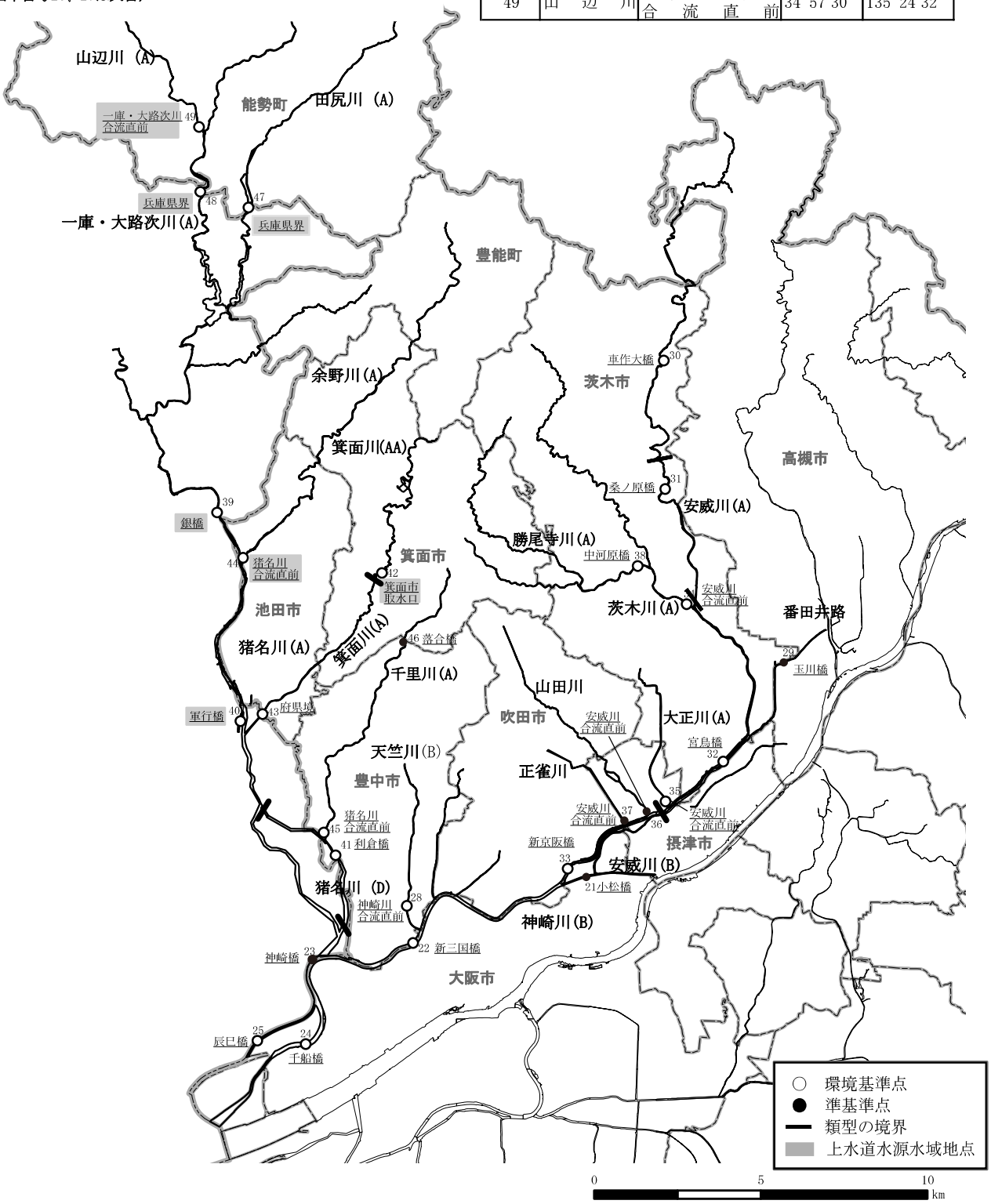

図１－２（２）神崎川水域の水質測定地点図

地図中番号	河川名	地点名	北緯	東経
50	寝屋川	清水橋	34°46'17″	135°37'26″
51		萱島橋	34°44'50″	135°36'41″
52		住道大橋	34°42'38″	135°37'20″
53		今津橋	34°41'47″	135°34'29″
54		京橋	34°41'28″	135°31'21″
55	出口雨水幹線	市境	34°47'28″	135°37'01″
56	恩智川	福栄橋下流100m	34°38'43″	135°37'33″
57		三池橋	34°39'20″	135°37'32″
58		住道新橋	34°42'26″	135°37'24″
59	古川	徳栄橋	34°41'56″	135°34'55″
60	玉串川	JAグリーン大阪前	34°38'43″	135°36'59″
61	第二寝屋川	巨摩橋	34°39'18″	135°35'58″
62		新金吾郎橋	34°41'12″	135°34'28″
63		下城見橋	34°41'22″	135°32'16″
64	楠根川	新家東橋	34°38'48″	135°35'57″
65	長瀬川	第二寝屋川合流直前	34°41'12″	135°33'51″
66	平野川分水路	天王田大橋	34°41'15″	135°33'14″
67	平野川	東竹渕橋	34°37'04″	135°34'25″
68		南弁天橋	34°39'58″	135°32'21″
69		城見橋	34°41'20″	135°32'26″
70	大正川	平野川合流直前	34°36'49″	135°34'38″

（地図中番号55は平成27年度までの「淀川左岸幹線第一水路」の「市境」と同一地点）

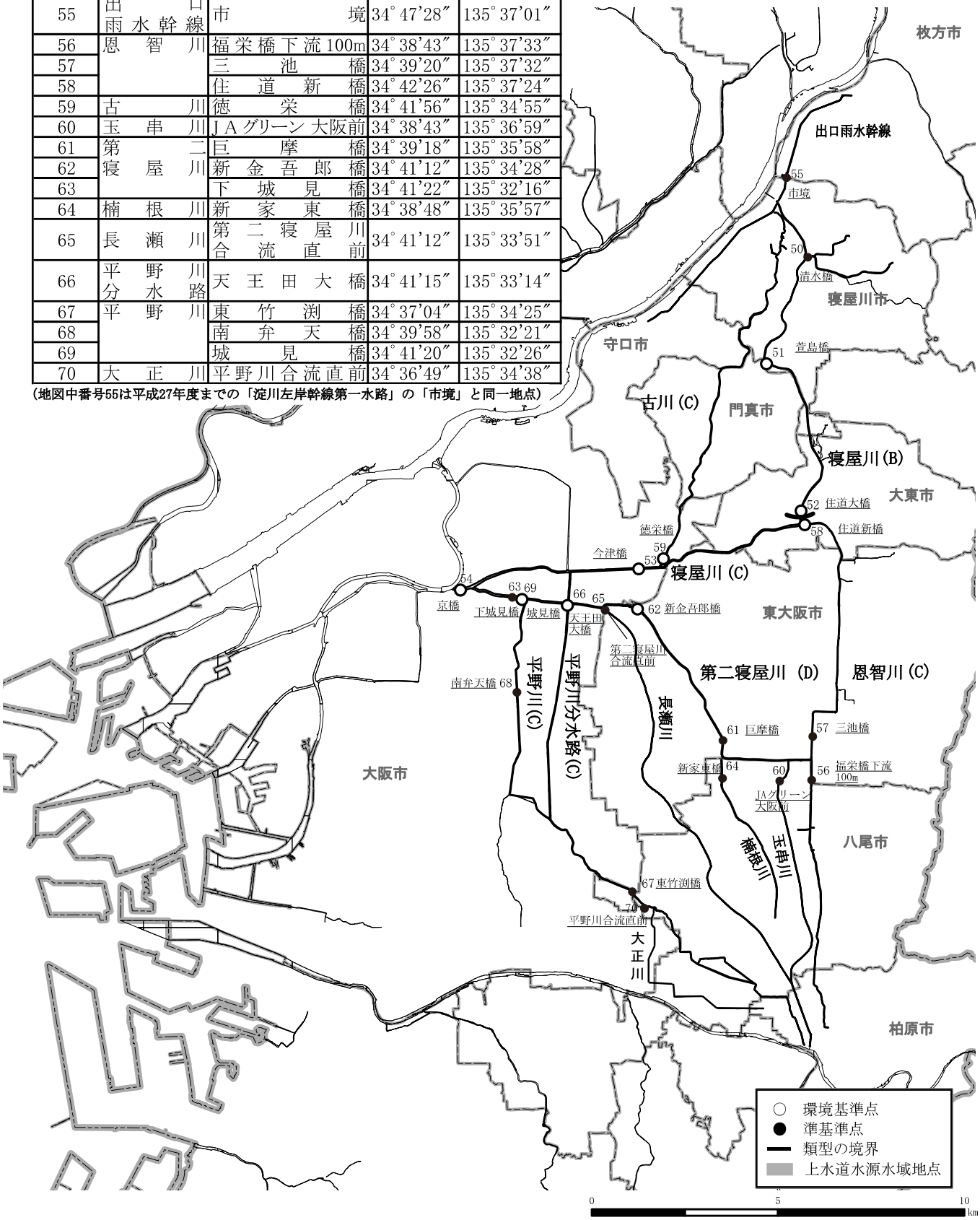

図１－２（３）寝屋川水域の水質測定地点図

地図中番号	河川名	地点名	北緯	東経
71	大川	桜宮橋	34°41'51″	135°31'22″
72	堂島川	天神橋	34°41'31″	135°30'43″
73	土佐堀川	天神橋	34°41'27″	135°30'43″
74	道頓堀川	大黒橋	34°40'08″	135°29'52″
75	正蓮寺川	北港大橋下流700m	34°40'40″	135°25'54″
76	六軒家川	春日出橋	34°40'40″	135°27'30″
77	安治川	天保山渡	34°39'26″	135°25'52″
78	尻無川	甚兵衛渡	34°39'25″	135°27'44″
79	木津川	千本松渡	34°37'55″	135°28'37″
80	木津川運河	船町渡	34°37'59″	135°27'28″
81	住吉川	住之江大橋下流1100m	34°36'57″	135°27'38″
82	東横堀川	本町橋	34°41'01″	135°30'36″

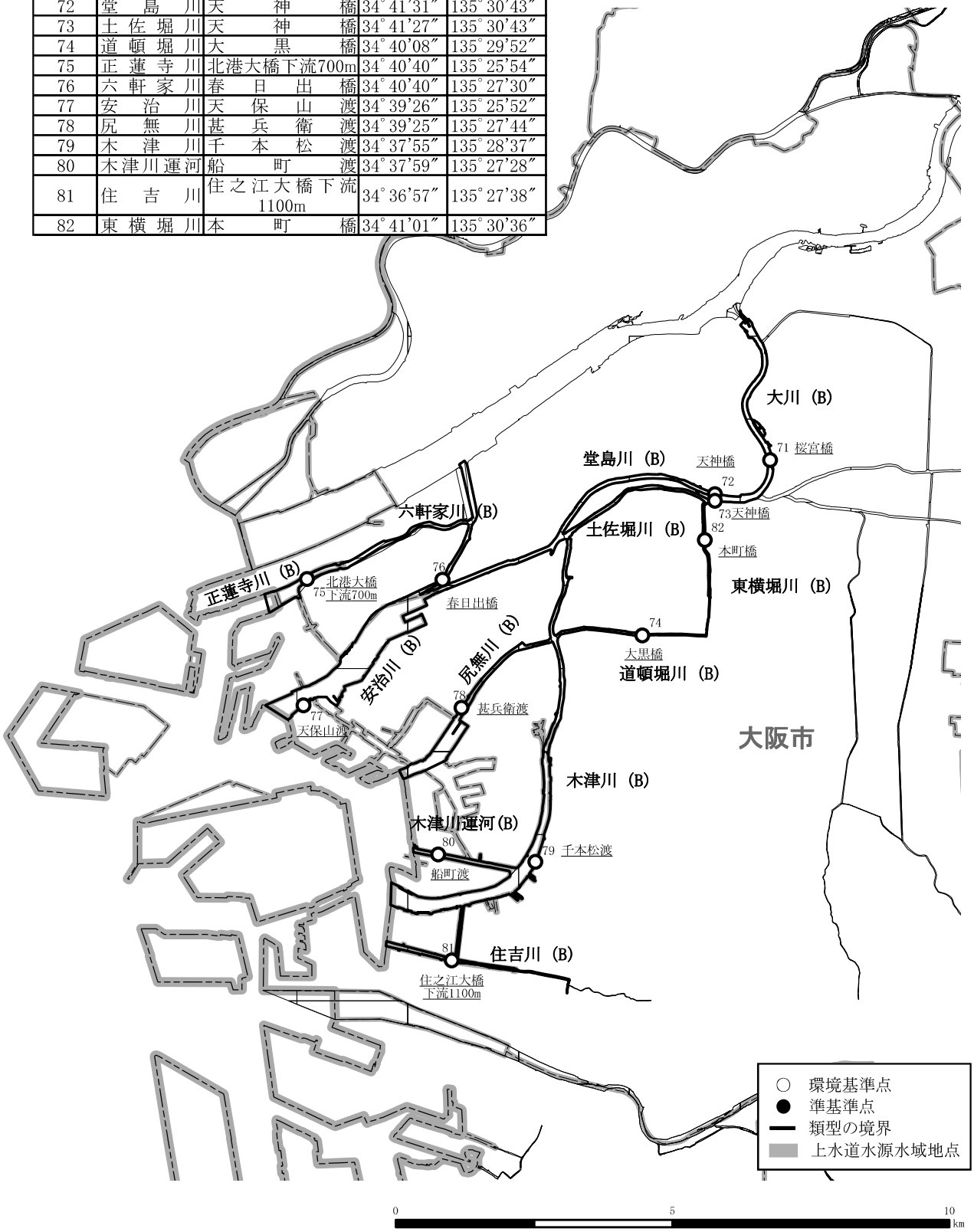

図１－２（４）大阪市内河川水域の水質測定地点図

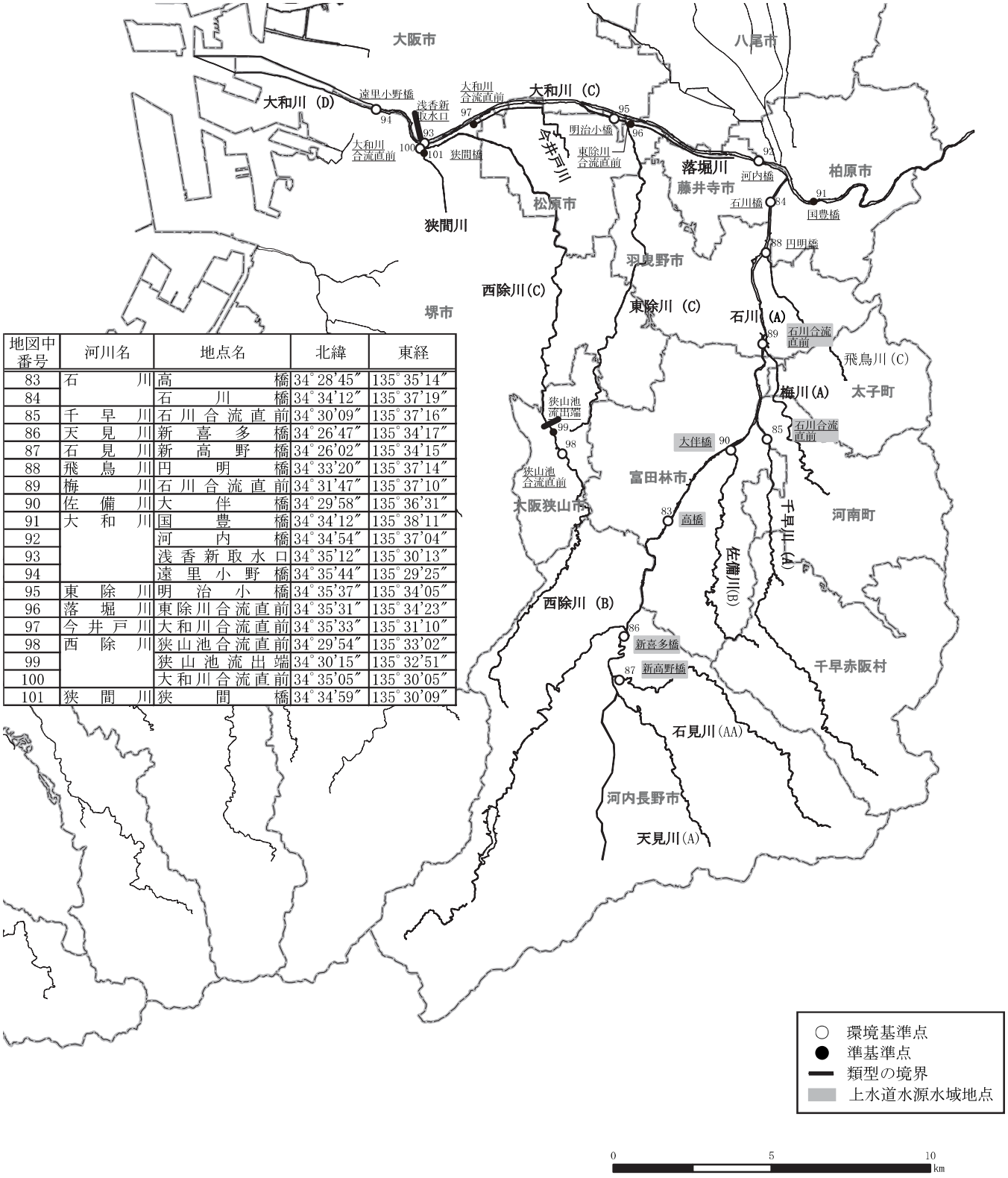

地図中番号	河川名	地点名	北緯	東経
83	石川	高橋	34°28'45″	135°35'14″
84		石川橋	34°34'12″	135°37'19″
85	千早川	石川合流直前	34°30'09″	135°37'16″
86	天見川	新喜多橋	34°26'47″	135°34'17″
87	石見川	新高野橋	34°26'02″	135°34'15″
88	飛鳥川	円明橋	34°33'20″	135°37'14″
89	梅川	石川合流直前	34°31'47″	135°37'10″
90	佐備川	大伴橋	34°29'58″	135°36'31″
91	大和川	国豊橋	34°34'12″	135°38'11″
92		河内橋	34°34'54″	135°37'04″
93		浅香新取水口	34°35'12″	135°30'13″
94		遠里小野橋	34°35'44″	135°29'25″
95	東除川	明治小橋	34°35'37″	135°34'05″
96	落堀川	東除川合流直前	34°35'31″	135°34'23″
97	今井戸川	大和川合流直前	34°35'33″	135°31'10″
98	西除川	狭山池合流直前	34°29'54″	135°33'02″
99		狭山池流出端	34°30'15″	135°32'51″
100		大和川合流直前	34°35'05″	135°30'05″
101	狭間川	狭間橋	34°34'59″	135°30'09″

図１－２（５）　大和川水域の水質測定地点図

地図中番号	河川名	地点名	北緯	東経
102	内川放水路	古川橋	34°35'07"	135°28'10"
103	内川	竪川橋	34°34'55"	135°27'59"
104	石津川	新川橋	34°30'16"	135°29'24"
105		石津川橋	34°33'20"	135°26'59"
106		毛穴大橋	34°31'56"	135°28'13"
107	百済川	高入橋	34°32'55"	135°28'09"
108	百舌鳥川	北条橋	34°32'56"	135°29'01"
110	和田川	小野々井橋	34°31'19"	135°28'17"
111	陶器川	百年橋	34°30'58"	135°28'58"
113	王子川	新王子橋	34°31'04"	135°25'27"
114	新川	河口水門	34°30'20"	135°24'10"
115	大津川	高津取水口	34°29'27"	135°24'19"
116		大津川橋	34°29'45"	135°23'53"
117	牛滝川	高橋	34°28'23"	135°24'54"
118	松尾川	新緑田橋	34°28'35"	135°25'13"
119	槇尾川	繁和橋	34°28'57"	135°25'06"
120	父鬼川	神田橋	34°25'51"	135°29'40"
121	東槇尾川	東条橋	34°25'50"	135°29'48"
122	春木川	春木橋	34°28'35"	135°23'16"
123	津田川	昭代橋	34°27'15"	135°21'42"
124	近木川	厄除橋	34°23'56"	135°23'11"
125		近木川橋	34°26'12"	135°20'47"
126	秬谷川	通天橋	34°23'55"	135°23'08"
127	見出川	見出橋	34°25'48"	135°20'22"
128	佐野川	昭平橋	34°25'14"	135°19'44"
129	雨山川	佐野川合流直前	34°24'20"	135°20'21"
130	住吉川	向田橋	34°24'18"	135°20'32"
131	田尻川	府道堺阪南線陸橋	34°23'40"	135°17'33"
132	樫井川	兎田橋	34°22'38"	135°18'41"
133		樫井川橋	34°23'00"	135°17'09"
134	新家川	明治小橋	34°22'36"	135°17'27"
135	大里川	河口水門	34°22'36"	135°15'10"
136	男里川	男里川橋	34°21'37"	135°15'10"
137	金熊寺川	男里橋	34°21'32"	135°15'23"
138	菟砥川	西打合橋	34°21'13"	135°15'13"
139	山中川	東打合橋	34°21'12"	135°15'21"
140	茶屋川	新茶屋川橋	34°20'23"	135°12'40"
141	番川	田身輪橋	34°19'41"	135°10'38"
142	大川	昭南橋	34°19'11"	135°08'59"
143	東川	一軒屋橋	34°19'06"	135°07'21"
144	西川	こうや橋	34°19'04"	135°07'14"

（地図中番号109、112は欠番）

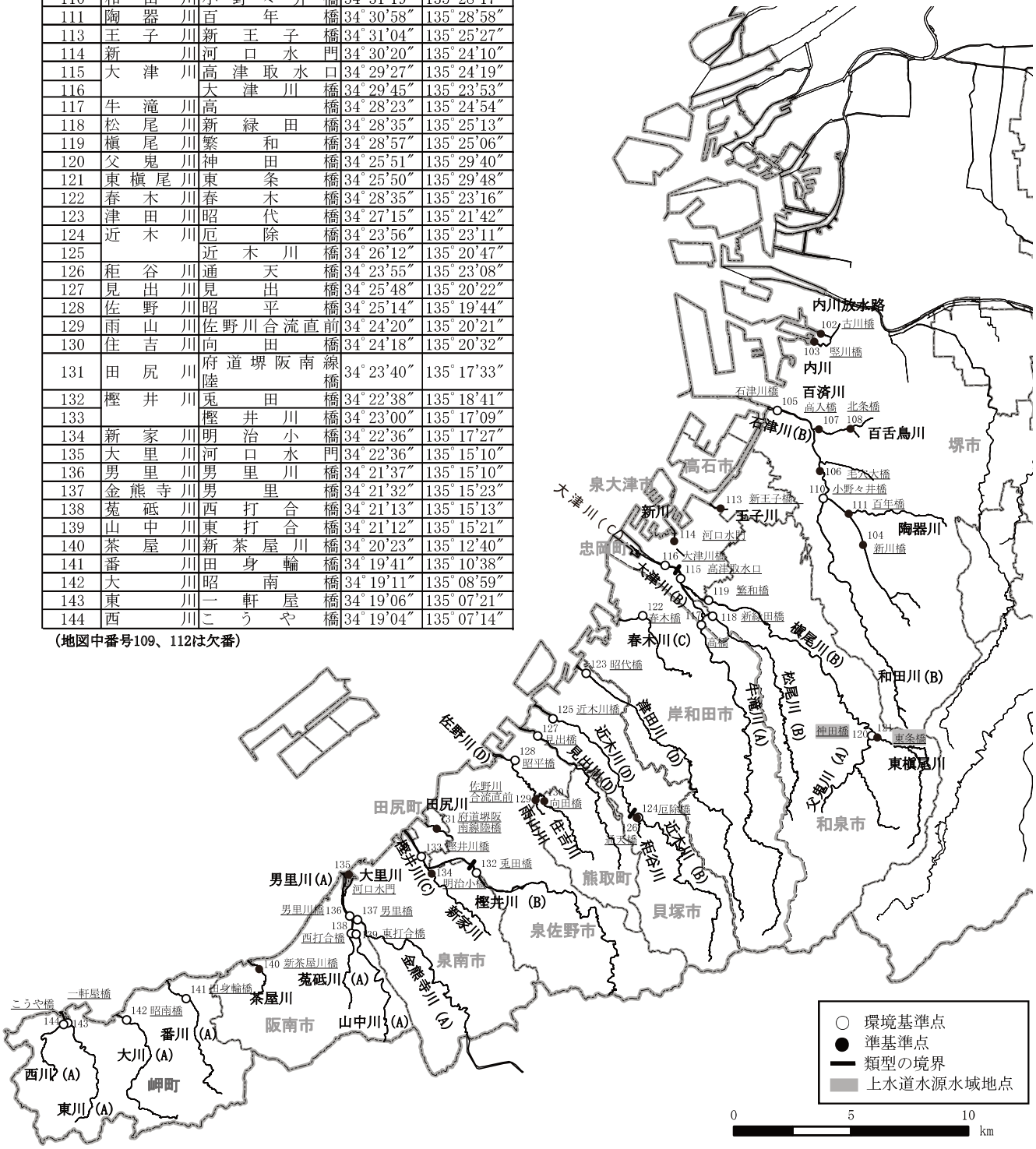

図１－２（６）　泉州諸河川水域の水質測定地点図

地点名	北緯	東経
C-3(南港西)	34°37'58″	135°23'05″
C-4(堺泉北港西)	34°33'42″	135°23'32″
C-5(阪南港西)	34°29'42″	135°21'38″
B-3(築港沖)	34°35'12″	135°20'56″
B-4(泉大津沖)	34°31'48″	135°21'08″
B-5(二色沖)	34°28'00″	135°18'50″
A-2(忠岡港沖)	34°31'54″	135°18'14″
A-3(りんくう沖)	34°26'00″	135°17'14″
A-6(関空北)	34°28'30″	135°14'20″
A-7(尾崎沖)	34°22'36″	135°12'50″
A-10(関空西)	34°25'36″	135°10'20″
A-11(観音崎沖)	34°20'30″	135°06'38″

地点名	北緯	東経
C-7(尾崎港内)	34°22'06″	135°14'26″
C-8(淡輪港内)	34°20'20″	135°10'51″
C-9(深日港内)	34°19'09″	135°08'29″
O-1(No.5ブイ跡)	34°38'38″	135°24'35″
O-2(南港)	34°37'07″	135°25'17″
O-3(大阪港関門外)	34°38'22″	135°23'11″
O-4(神崎川河口中央)	34°41'29″	135°25'12″
O-5(淀川河口中央)	34°41'07″	135°25'32″
O-6(木津川河口中央)	34°37'29″	135°27'12″
S-1(堺7-3区沖)	34°35'50″	135°23'19″
O-7(大和川河口中央)	34°36'19″	135°26'02″

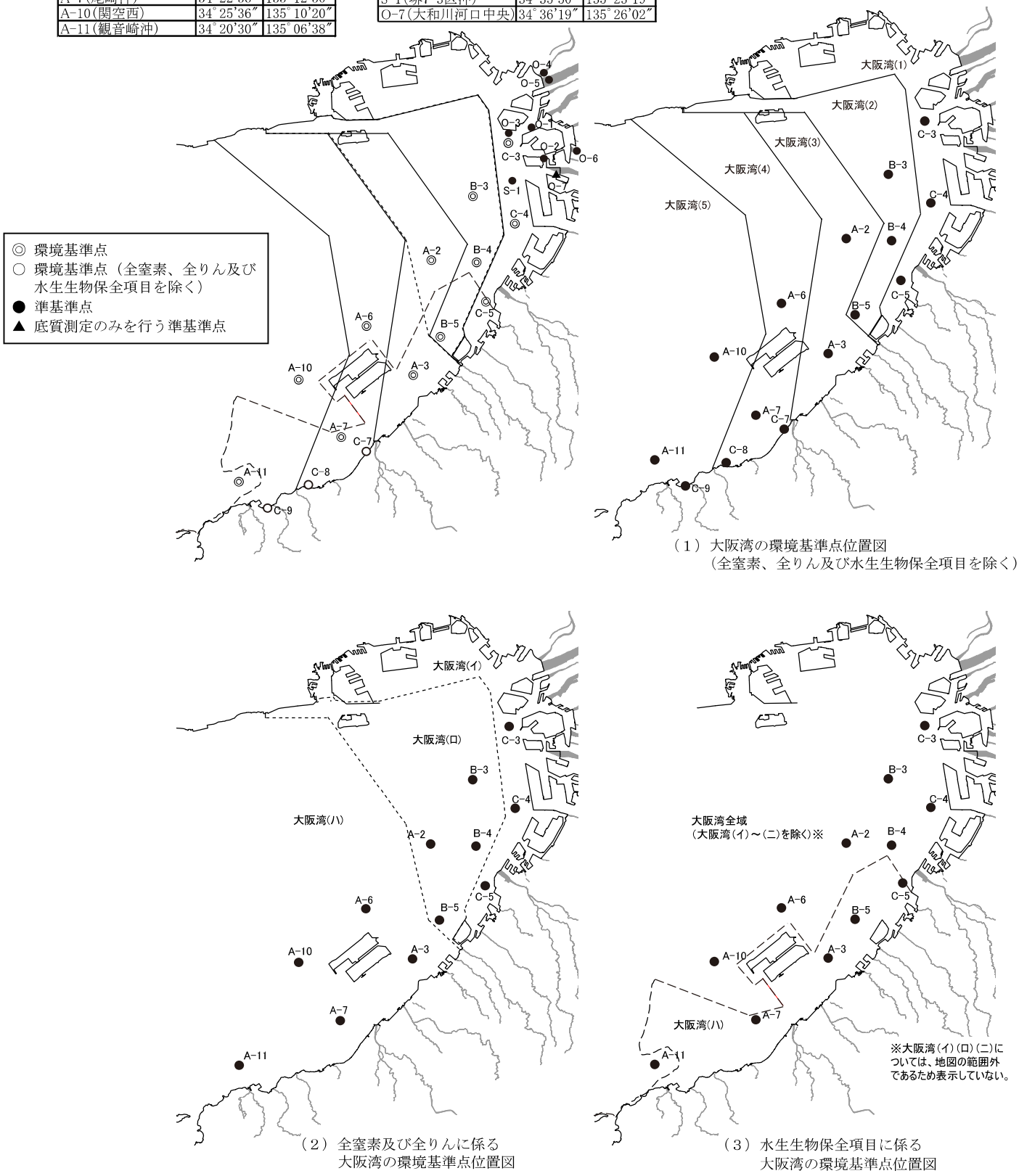

（１）大阪湾の環境基準点位置図
（全窒素、全りん及び水生生物保全項目を除く）

（２）全窒素及び全りんに係る
大阪湾の環境基準点位置図

（３）水生生物保全項目に係る
大阪湾の環境基準点位置図

図１－３　大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表１－１　　測定地点数及び測定機関総括表

測定機関	調査区分	水質測定																底質測定			
	水域	河川														海域		河川		海域	
	区分	淀川		神崎川		寝屋川		大阪市内河川		大和川		泉州諸河川		河川合計							
大阪府	環境基準点	1	1	10	12	2	2			9	12	20	30	42	57	15	15	11 (29)	11 (29)	4 (12)	5 (15)
	準基準点			2						3		10		15						1 (3)	
近畿地方整備局	環境基準点	9	9	3	3					4	5			16	17			12	12		
	準基準点									1				1							
大阪市	環境基準点			1	2	5	7	12	12					18	21		6	4 (5)	4 (5)		
	準基準点			1		2								3		6					
堺市	環境基準点									1	2	2	9	3	11		1	1 (2)	1 (2)		
	準基準点									1		7		8		1					
岸和田市	環境基準点											2	2	2	2			1 (2)	1 (2)		
	準基準点																				
豊中市	環境基準点			2	3									2	3						
	準基準点			1										1							
吹田市	環境基準点				1										1						
	準基準点			1										1							
高槻市	環境基準点	2	3		1									2	4						
	準基準点	1		1										2							
枚方市	環境基準点	3	6				1							3	7						
	準基準点	3				1								4							
茨木市	環境基準点			5	5									5	5						
	準基準点																				
八尾市	環境基準点						5								5						
	準基準点					5								5							
寝屋川市	環境基準点					1	2							1	2						
	準基準点					1								1							
東大阪市	環境基準点					1	4							1	4						
	準基準点					3								3							
合計	環境基準点	15	19	21	27	9	21	12	12	14	19	24	41	95	139	15	22	29 (50)	29 (50)	4 (12)	5 (15)
	準基準点	4		6		12				5		17		44		7				1 (3)	

注）底質で１行中に２段ある測定地点数は、上段はローリングで測定を行う機関の今年度測定地点数、下段(　)内は全地点数を表す。

別表1－2(1) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

地図中番号	水域名	河川水域名	環境基準	環境基準（水生生物の保全）	河川名	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	測定機関	年間測定	通日測定	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	全窒素	全りん	水生生物 全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン
1	淀川	淀川下流(1)	Bハ	生物Bイ	淀川	枚方大橋流心	○	10101	00101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
										近畿地整		○	13	13	13	13	13	13	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2						枚方大橋左岸	○	10102	00101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
3						枚方大橋右岸	○	10103	00101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
4						鳥飼大橋流心	○	10104	00102	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
5						鳥飼大橋左岸	○	10105	00102	近畿地整	○		4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
6						鳥飼大橋右岸	○	10106	00102	近畿地整	○		4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
7						菅原城北大橋	○	10107	00103	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
8		淀川下流(2)	Cイ			伝法大橋	○	10108	00201	近畿地整	○		12	12	12	12	12	－	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
9		船橋川	Bイ	生物Bイ	船橋川	新登橋上流	○	10201	05401	枚方市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4
10		―	―	－	藤本川	淀川合流直前	●	10301	23001	枚方市	○		12	6	6	6	6	6	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
11		穂谷川	Bイ	生物Bイ	穂谷川	淀川合流直前	○	10401	05301	枚方市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4
12	水	檜尾川	Aイ	生物Bイ	檜尾川	磐手杜神社	○	10501	05201	高槻市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
13		―	―	－	黒田川	西ノ口樋門	●	10601	23101	枚方市	○		12	6	6	6	6	6	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
14		天野川	Bイ	生物Bイ	天野川	淀川合流直前	○	10701	05501	枚方市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4
15		―	―	－	安居川	淀川合流直前	●	10801	23201	枚方市	○		12	6	6	6	6	6	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
16	域	芥川(1)	AAイ	生物Aイ	芥川	塚脇橋	○	10901	05001	高槻市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
17		芥川(2)	Aイ	生物Bイ		鷺打橋	○	10902	05101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
										近畿地整		○	13	13	13	13	13	13	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19		―	―	－	女瀬川	天堂橋	●	11101	22901	高槻市	○		8	4	4	4	4	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
20		水無瀬川	Aイ	生物Aイ	水無瀬川	名神高速道路高架橋下	○	11201	06601	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
21		神崎川	Bロ	生物Bイ	神崎川	小松橋	●	20101	02351	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
22						新三国橋	○	20102	02301	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
23						神崎橋	●	20103	02352	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
24						千船橋	○	20104	02302	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
25					左門殿川	辰巳橋	○	20105	02303	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
28	神	天竺川	Bイ	生物Bイ	天竺川	神崎川合流直前	○	20401	08301	豊中市	○		18	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
29		―	―	－	番田井路	玉川橋	●	20501	23301	高槻市	○		8	4	4	4	4	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
30		安威川上流	Aイ	生物Aイ	安威川	車作大橋	○	30105	08201	茨木市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
31		安威川下流(1)	Aイ	生物Aイ		桑ノ原橋	○	30101	01701	茨木市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
32	崎	安威川下流(2)	Aイ	生物Bイ		宮鳥橋	○	30103	01901	茨木市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
33		安威川下流(3)	Bイ	生物Bイ		新京阪橋	○	30104	02001	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
34		佐保川及び茨木川	Aイ	生物Bイ	茨木川	安威川合流直前	○	30201	06801	茨木市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	②	②	②	②	②	②	※	①	②	②	②	②	②	②	②
35		大正川	Aイ	生物Bイ	大正川	安威川合流直前	○	30301	06901	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
36	川	―	―	－	山田川	安威川合流直前	●	30401	20301	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
37		―	―	－	正雀川	安威川合流直前	●	30501	20401	吹田市	○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
38		勝尾寺川	Aイ	生物Bイ	勝尾寺川	中河原橋	○	30601	06701	茨木市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	※	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
39		猪名川上流	Aイ	†	猪名川	銀橋	○	40101	02101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	4	2	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
40	水			生物Bイ		軍行橋	○	40102	02102	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	12	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4
41		猪名川下流(2)	Dイ			利倉橋	○	40103	02201	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	4	2	4	2	※	1	4	2	2	2	2	2	2
42		箕面川(1)	AAイ	生物Aイ	箕面川	箕面市取水口	○	40201	05701	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
43		箕面川(2)	Aイ	生物Bイ		府県境	○	40202	05801	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
44	域	余野川	Aイ	生物Aイ	余野川	猪名川合流直前	○	40301	05601	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
45		千里川	Aイ	生物Bイ	千里川	猪名川合流直前	○	40401	05901	豊中市	○		18	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
46						落合橋	●	40402	05951	豊中市	○		8	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
47		田尻川	Aイ	生物Aイ	田尻川	兵庫県界	○	40501	07501	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
48		一庫・大路次川	Aイ	生物Aイ	一庫・大路次川	兵庫県界	○	40601	07601	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
49		山辺川	Aイ	生物Aイ	山辺川	一庫・大路次川合流直前	○	40701	07701	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
2 「測定地点」における ▭ で示した地点は上水道水源水域地点を示す。
3 「環境基準点」の内、○印は環境基準点、●印は準基準点を示す。
4 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
5 丸囲み数字(① ⊖)は数年に一度調査を実施するローリング調査導入地点を示す。円内の数字は測定回数を示し、－は測定を実施しないことを示す。
6 クロロホルムは水生生物の保全に関する項目にも該当する。
7 †:水生生物の保全に係る環境基準における河川水域名は、猪名川(2)である。
8 地図中番号18、26、27は欠番

測定地点	地図中番号	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4－ジオキサン	特殊項目 ノルマルヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム	陰イオン界面活性剤	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	アンモニア性窒素	りん酸性りん	トリハロメタン生成能
枚方大橋流心	1	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	12	12	4
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
枚方大橋左岸	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	12	12	4
枚方大橋右岸	3	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	12	12	4
鳥飼大橋流心	4	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	12	12	4
鳥飼大橋左岸	5	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	4	4
鳥飼大橋右岸	6	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	4	4
菅原城北大橋	7	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	12	12	4
伝法大橋	8	2	2	1	1	1	1	2	2	2	⊖	⊖	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	12	12	-
新登橋上流	9	4	4	4	2	2	2	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1
淀川合流直前	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1
淀川合流直前	11	4	4	4	2	2	2	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1
磐手杜神社	12	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
西ノ口樋門	13	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1
淀川合流直前	14	4	4	4	2	2	2	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1
淀川合流直前	15	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1
塚脇橋	16	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
鷲打橋	17	2	2	1	1	1	1	2	2	2	4	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	12	12	4
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天堂橋	19	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
名神高速道路高架橋下	20	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1
小松橋	21	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-
新三国橋	22	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-
神崎橋	23	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-
千船橋	24	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-
辰巳橋	25	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-
神崎川合流直前	28	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	-
玉川橋	29	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
車作大橋	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	-
桑ノ原橋	31	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	-
宮鳥橋	32	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	-
新京阪橋	33	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-
安威川合流直前	34	②	②	②	②	②	②	②	②	2	2	2	②	①	①	1	1	1	①	1	2	2	1	1	-
安威川合流直前	35	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-
安威川合流直前	36	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-
安威川合流直前	37	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	-
中河原橋	38	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	2	2	⊖	⊖	⊖	1	1	1	⊖	1	2	2	1	1	-
銀橋	39	2	2	1	1	1	1	2	2	4	4	4	2	1	1	1	1	①	1	4	4	4	12	12	2
軍行橋	40	4	4	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	12	4	4	12	12	4
利倉橋	41	4	2	1	1	1	1	2	2	12	4	4	2	1	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12	-
箕面市取水口	42	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1
府県境	43	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-
猪名川合流直前	44	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1
猪名川合流直前	45	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	-
落合橋	46	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	-
兵庫県界	47	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1
兵庫県界	48	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1
一庫・大路次川合流直前	49	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1

測定地点	地図中番号	要監視項目 人の健康の保護に関するもの クロロホルム	トランス－1・2－ジクロロエチレン	1・2－ジクロロプロパン	p－ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	水生生物 フェノール	ホルムアルデヒド	4－t－オクチルフェノール	アニリン	2・4－ジクロロフェノール	底質 総水銀	PCB
枚方大橋流心	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	⊖	⊖	①	①	⊖	①	①	①	①	①	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
枚方大橋左岸	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	⊖	⊖	①	①	⊖	①	①	①	①	①	1	1
枚方大橋右岸	3	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	⊖	⊖	①	①	⊖	①	①	①	①	①	1	1
鳥飼大橋流心	4	⊖	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①	①	①	①	①	①	-	-
鳥飼大橋左岸	5	⊖	-	-	⊖	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	⊖	-	-	⊖	⊖	-	①	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	1	1
鳥飼大橋右岸	6	⊖	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	1	1
菅原城北大橋	7	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	⊖	①	①	①	①	①	1	1
伝法大橋	8	⊖	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①	①	①	①	①	①	1	1
新登橋上流	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
淀川合流直前	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
淀川合流直前	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
磐手杜神社	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
西ノ口樋門	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
淀川合流直前	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
淀川合流直前	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
塚脇橋	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
鷲打橋	17	⊖	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	⊖	-	⊖	①	-	⊖	-	-	-	-	①	①	①	①	①	①	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天堂橋	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
名神高速道路高架橋下	20	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖
小松橋	21	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-
新三国橋	22	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
神崎橋	23	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-
千船橋	24	⊖	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	1	1
辰巳橋	25	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
神崎川合流直前	28	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	-	-
玉川橋	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
車作大橋	30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
桑ノ原橋	31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	-	-
宮鳥橋	32	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
新京阪橋	33	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
安威川合流直前	34	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	①	①	①	①	①	-	-
安威川合流直前	35	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-
安威川合流直前	36	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-
安威川合流直前	37	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	-	-
中河原橋	38	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-
銀橋	39	①	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	⊖	-	-	①	①	-	2	⊖	-	-	-	-	-	①	1	1	1	1	1	1	1
軍行橋	40	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	2	1	1	2	2	①	1	1	1	1	1	1	1
利倉橋	41	2	-	⊖	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	⊖	-	-	2	①	-	4	⊖	2	-	-	2	-	①	1	1	1	1	1	1	1
箕面市取水口	42	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-
府県境	43	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
猪名川合流直前	44	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
猪名川合流直前	45	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-
落合橋	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県界	47	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
兵庫県界	48	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
一庫・大路次川合流直前	49	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	-	-

別表1－2(2)　測定地点、測定回数一覧表(河川)

地図中番号	水域名	河川水域名	環境基準	環境基準（水生生物の保全）	河川名	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	測定機関	年間測定	通日測定	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	全窒素	全りん	水生生物 全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン
50	寝屋川水域	寝屋川(1)	Bイ	生物Bロ	寝屋川	清水橋	●	50101	01451	寝屋川市	○		8	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
51						萱島橋	○	50102	01401	寝屋川市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
52						住道大橋	○	50103	01402	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
53		寝屋川(2)	Cロ	生物Bロ		今津橋	○	50104	01503	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
54						京橋	○	50105	01504	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
55		―	―	―	出口雨水幹線	市境	●	50201	23701	枚方市	○		12	6	6	6	6	6	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
56		恩智川	Cイ	生物Bイ	恩智川	福栄橋下流100m	●	50301	01651	八尾市	○		24	6	6	6	6	－	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
57						三池橋	●	50303	01652	東大阪市	○		8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4
58						住道新橋	○	50302	01601	大阪府	○		24	12	12	12	12	－	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
59		古川	Cロ	生物Bハ	古川	徳栄橋	○	50401	07101	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
60		―	―	―	玉串川	JAグリーン大阪前	●	50501	20602	八尾市	○		16	4	4	4	4	－	4	4	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
61		第二寝屋川	Dイ	―	第二寝屋川	巨摩橋	●	50601	06053	東大阪市	○		8	4	4	4	4	4	4	4	4	－	－	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4
62						新金吾郎橋	○	50602	06001	東大阪市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	－	－	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4
63						下城見橋	●	50603	06052	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	1	1	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
64		―	―	―	楠根川	新家東橋	●	50701	23801	八尾市	○		16	4	4	4	4	－	4	4	1	－	－	4	4	4	4	4	2	※	1	4	4	4	4	4	4	4
65		―	―	―	長瀬川	第二寝屋川合流直前	●	50801	20701	東大阪市	○		8	4	4	4	4	4	4	4	4	－	－	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4
66		平野川分水路	Cイ	生物Bハ	平野川分水路	天王田大橋	○	50901	07001	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
67		平野川	Cイ	生物Bハ	平野川	東竹渕橋	●	51001	06152	八尾市	○		16	4	4	4	4	－	4	4	2	2	2	6	6	6	6	6	2	※	1	6	6	6	6	6	6	6
68						南弁天橋	●	51002	06151	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
69						城見橋	○	51003	06101	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
70		―	―	―	大正川	平野川合流直前	●	51101	24201	八尾市	○		16	4	4	4	4	－	4	4	1	－	－	6	6	6	6	6	2	※	1	6	6	6	6	6	6	6
71	大阪市内河川水域	大川	Bイ	生物Bイ	大川	桜宮橋	○	60101	00301	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
72		堂島川	Bイ	生物Bイ	堂島川	天神橋	○	60201	00401	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
73		土佐堀川	Bイ	生物Bイ	土佐堀川	天神橋	○	60301	00501	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
74		道頓堀川	Bイ	生物Bイ	道頓堀川	大黒橋	○	60401	00701	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
75		正蓮寺川	Bイ	生物Bイ	正蓮寺川	北港大橋下流700m	○	60501	01201	大阪市	○		12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
76		六軒家川	Bイ	生物Bイ	六軒家川	春日出橋	○	60601	01101	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
77		安治川	Bイ	生物Bイ	安治川	天保山渡	○	60701	00601	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
78		尻無川	Bイ	生物Bイ	尻無川	甚兵衛渡	○	60801	00801	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
79		木津川	Bイ	生物Bイ	木津川	千本松渡	○	60901	00901	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
80		木津川運河	Bイ	生物Bイ	木津川運河	船町渡	○	61001	01301	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
81		住吉川	Bロ	生物Bイ	住吉川	住之江大橋下流1100m	○	61101	01001	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
82		東横堀川	Bイ	生物Bイ	東横堀川	本町橋	○	61201	07801	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
83	大和川水域	石川	Aイ	生物Bイ	石川	高橋	○	70101	02601	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
84						石川橋	○	70102	02602	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	4	1	2	㊀	㊀	2	㊀	㊀	㊀	※	㊀	2	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀
85		千早川	Aイ	生物Bイ	千早川	石川合流直前	○	70201	06501	大阪府	○		8	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
86		天見川	Aイ	生物Bイ	天見川	新喜多橋	○	70301	07301	大阪府	○		8	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
87		石見川	AAイ	生物Aイ	石見川	新高野橋	○	70401	07201	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
88		飛鳥川	Cイ	生物Bイ	飛鳥川	円明橋	○	70501	07901	大阪府	○		48	12	12	12	12	－	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
										大阪府		○	13	13	13	13	13	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
89		梅川	Aイ	生物Bイ	梅川	石川合流直前	○	70601	08001	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
90		佐備川	Bイ	生物Bイ	佐備川	大伴橋	○	70701	08101	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
91		大和川中流	Cハ	生物Bイ	大和川	国豊橋	●	80101	02451	近畿地整	○		12	12	12	12	12	－	4	4	4	㊀	㊀	㊀	㊀	2	㊀	2	㊀	※	㊀	2	②	②	②	②	②	②
92						河内橋	○	80102	02401	近畿地整	○		12	12	12	12	12	－	12	12	4	2	2	㊀	㊀	㊀	㊀	2	㊀	※	㊀	2	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀
93						浅香新取水口	○	80103	02402	近畿地整	○		12	12	12	12	12	－	12	12	4	2	2	㊀	㊀	㊀	㊀	2	㊀	※	㊀	2	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀
94		大和川下流	Dハ			遠里小野橋	○	80104	02501	近畿地整	○		12	12	12	12	12	－	12	12	4	2	2	㊀	㊀	㊀	㊀	2	㊀	※	㊀	2	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀
95		東除川	Cイ	生物Bロ	東除川	明治小橋	○	80201	06201	大阪府	○		24	12	12	12	12	－	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
96		―	―	―	落堀川	東除川合流直前	●	80301	23901	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
97		―	―	―	今井戸川	大和川合流直前	●	80401	21001	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
98		西除川(1)	Bイ	生物Bイ	西除川	狭山池合流直前	○	80501	06302	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
99						狭山池流出端	●	80502	06352	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
100		西除川(2)	Cイ	生物Bハ		大和川合流直前	○	80503	06401	堺市	○		24	12	12	12	12	－	4	4	4	4	4	②	②	②	②	②	②	※	①	2	2	2	2	2	2	2
101		―	―	―	狭間川	狭間橋	●	80601	24001	堺市	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	②	②	②	②	②	②	※	①	2	2	2	2	2	2	2

注1　「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
2　「測定地点」における　　で示した地点は上水道水源水域地点を示す。
3　「環境基準点」の内、○印は環境基準点、●印は準基準点を示す。
4　※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
5　丸囲み数字(①　㊀)は数年に一度調査を実施するローリング調査導入地点を示す。円内の数字は測定回数を示し、－は測定を実施しないことを示す。
6　クロロホルムは水生生物の保全に関する項目にも該当する。
7　地図中番号55の「出口雨水幹線」の「市境」は平成27年度までの「淀川左岸幹線第一水路」の「市境」と同一地点である。

												特殊項目												要監視項目																																底質			
																								人の健康の保護に関するもの																											水生生物								
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4-ジオキサン	ノルマルヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム	陰イオン界面活性剤	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	アンモニア性窒素	りん酸性りん	トリハロメタン生成能	クロロホルム	トランス-1・2-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2・4-ジクロロフェノール	総水銀	PCB	測定地点	地図中番号
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	清水橋	50
2	2	1	1	1	1	2	2	4	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	-	⊖	⊖	⊖	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	萓島橋	51
2	2	1	1	1	1	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	住道大橋	52
2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	4	4	4	4	-	⊖	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	今津橋	53
2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	4	4	4	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	京橋	54
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	市境	55
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	4	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	福栄橋下流100m	56
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	4	4	4	2	4	4	4	4	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	三池橋	57
2	2	1	1	1	1	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	住道新橋	58
2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	4	4	4	4	-	⊖	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	徳栄橋	59
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	JAグリーン大阪前	60
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	4	4	4	2	4	4	4	4	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	巨摩橋	61
4	4	4	4	4	4	4	4	6	4	4	4	2	2	4	4	4	4	2	6	6	4	4	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	新金吾郎橋	62
2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	1	1	⊖	⊖	①	1	4	4	4	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	下城見橋	63
4	4	1	1	1	1	4	4	4	4	4	2	4	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	新家東橋	64
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	4	4	4	2	4	4	4	4	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	第二寝屋川合流直前	65
2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	4	4	4	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	天王田大橋	66
6	6	1	1	1	1	6	4	6	6	6	2	6	1	1	1	1	1	1	6	6	6	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	東竹渕橋	67
2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	1	1	⊖	⊖	①	1	4	4	4	4	-	⊖	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	南弁天橋	68
2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	4	4	4	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	城見橋	69
6	6	1	1	1	1	6	4	6	6	6	2	6	1	1	1	1	1	1	6	6	6	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	平野川合流直前	70
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	桜宮橋	71
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	天神橋	72
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	天神橋	73
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	1	1	大黒橋	74
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	北港大橋下流700m	75
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	春日出橋	76
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	①	①	天保山渡	77
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	⊖	⊖	甚兵衛渡	78
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	①	①	①	⊖	⊖	⊖	⊖	①	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	1	1	千本松渡	79
2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	船町渡	80
2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	2	1	1	1	⊖	⊖	①	1	4	4	4	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	住之江大橋下流1100m	81
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	⊖	1	⊖	⊖	①	1	2	2	2	4	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	⊖	⊖	①	⊖	⊖	-	-	本町橋	82
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	高橋	83
⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	4	2	2	⊖	⊖	①	2	2	①	①	12	4	4	12	4	-	⊖	-	-	-	-	⊖	⊖	⊖	-	-	-	-	-	-	⊖	-	⊖	⊖	⊖	1	-	-	-	-	-	-	⊖	⊖	⊖	①	①	①	1	1	石川橋	84
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	石川合流直前	85
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	新喜多橋	86
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	-	-	新高野橋	87
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	①	①	①	⊖	⊖	円明橋	88
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	⊖	⊖	石川合流直前	89
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	⊖	⊖	大伴橋	90
②	②	①	⊖	⊖	⊖	②	⊖	4	2	2	②	-	-	①	①	-	⊖	4	4	4	12	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国豊橋	91
⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	4	2	2	⊖	⊖	⊖	2	2	⊖	⊖	12	4	4	12	4	0	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	①	①	①	1	1	河内橋	92
⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	4	2	2	⊖	⊖	⊖	2	2	⊖	⊖	12	4	4	12	4	-	⊖	-	-	⊖	-	⊖	-	⊖	-	-	-	-	-	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	1	-	-	-	-	-	-	⊖	⊖	⊖	①	①	①	-	-	浅香新取水口	93
⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	4	2	2	⊖	⊖	⊖	2	2	⊖	⊖	12	4	4	12	4	-	⊖	-	-	⊖	-	⊖	-	⊖	-	-	-	-	-	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	1	-	-	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	1	1	遠里小野橋	94
2	2	1	1	1	1	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	①	⊖	⊖	明治小橋	95
2	2	1	1	1	1	2	2	4	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	東除川合流直前	96
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	大和川合流直前	97
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	狭山池合流直前	98
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	狭山池流出端	99
2	2	2	①	①	①	2	②	4	②	②	②	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	4	4	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	大和川合流直前	100
2	2	2	①	①	①	2	②	②	②	②	②	1	①	①	4	①	①	2	②	②	2	2	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	狭間橋	101

別表1－2(3) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

地図中番号	水域名	河川水域名	環境基準	環境基準（水生生物の保全）	河川名	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	測定機関	年間測定	通日測定	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	全窒素	全りん	水生生物 全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン
102	泉州河川域	－	－	－	内川放水路	古川橋	●	90101	21101	堺市	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	※	⊖	2	2	2	2	2	2	2
103		－	－	－	内川	竪川橋	●	90201	21201	堺市	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	②	②	②	②	②	②	※	①	2	2	2	2	2	2	2
104		石津川	Bイ	生物Bロ	石津川	新川橋	●	90301	02751	堺市	○		8	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	※	⊖	2	2	2	2	2	2	2
105						石津川橋	○	90302	02701	堺市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	②	②	②	②	②	②	※	①	2	2	2	2	2	2	2
										堺市		○	13	13	13	13	13	13	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
106						毛穴大橋	●	90303	02752	堺市	○		8	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	②	②	②	②	②	②	※	①	2	2	2	2	2	2	2
107		－	－	－	百済川	高入橋	●	90401	21301	堺市	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	※	⊖	2	2	2	2	2	2	2
108		－	－	－	百舌鳥川	北条橋	●	90501	21401	堺市	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	②	②	②	②	②	②	※	①	2	2	2	2	2	2	2
110		和田川	Bイ	生物Bイ	和田川	小野々井橋	○	90701	07401	堺市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	②	②	②	②	②	②	※	①	2	2	2	2	2	2	2
111		－	－	－	陶器川	百年橋	●	90801	21601	堺市	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	※	⊖	2	2	2	2	2	2	2
113		－	－	－	王子川	新王子橋	●	91001	21801	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
114		－	－	－	新川	河口水門	●	91101	21901	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
115		大津川上流	Bロ	生物Bイ	大津川	高津取水口	○	91201	02801	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
116		大津川下流	Cイ	生物Bイ		大津川橋	○	91202	02901	大阪府	○		24	12	12	12	12	－	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
117		牛滝川	Aイ	生物Bイ	牛滝川	高橋	○	91301	03001	岸和田市	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
118		松尾川	Bハ	生物Bイ	松尾川	新緑田橋	○	91401	03101	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
119		槇尾川	Bイ	生物Bイ	槇尾川	繁和橋	○	91501	03201	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
120		父鬼川	Aイ	生物Bイ	父鬼川	神田橋	○	91601	03301	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	4	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
121		－	－	－	東槇尾川	東条橋	●	91701	22001	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
122		春木川	Cイ	生物Bロ	春木川	春木橋	○	91801	03401	岸和田市	○		24	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
123		津田川	Dイ	－	津田川	昭代橋	○	91901	03501	大阪府	○		24	12	12	12	12	－	4	4	2	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
124		近木川上流	Bイ	生物Bイ	近木川	厄除橋	○	92001	03601	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
125		近木川下流	Dイ	－		近木川橋	○	92002	03701	大阪府	○		24	12	12	12	12	－	4	4	2	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
126		－	－	－	秬谷川	通天橋	●	92101	22101	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	2	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
127		見出川	Dロ	－	見出川	見出橋	○	92201	03801	大阪府	○		24	12	12	12	12	－	4	4	2	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
										大阪府		○	13	13	13	13	13	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128		佐野川	Dイ	－	佐野川	昭平橋	○	92301	03901	大阪府	○		24	12	12	12	12	－	4	4	2	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
129		－	－	－	雨山川	佐野川合流直前	●	92401	22201	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
130	水域	－	－	－	住吉川	向田橋	●	92501	22301	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
131		－	－	－	田尻川	府道堺阪南線陸橋	●	92601	22401	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	2	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
132		樫井川上流	Bイ	生物Bイ	樫井川	兎田橋	○	92701	04001	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
133		樫井川下流	Cイ	生物Bロ		樫井川橋	○	92702	04101	大阪府	○		24	12	12	12	12	－	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
134		－	－	－	新家川	明治小橋	●	92801	22501	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
135		－	－	－	大里川	河口水門	●	92901	22601	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	4	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
136		男里川	Aイ	生物Bロ	男里川	男里川橋	○	93001	04201	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
137		金熊寺川	Aイ	生物Bイ	金熊寺川	男里橋	○	93101	04301	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
138		菟砥川	Aイ	生物Bイ	菟砥川	西打合橋	○	93201	04401	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
139		山中川	Aイ	生物Bイ	山中川	東打合橋	○	93301	04501	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
140		－	－	－	茶屋川	新茶屋川橋	●	93401	22701	大阪府	○		8	4	4	4	4	－	2	2	1	－	－	2	2	4	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
141		番川	Aイ	生物Bイ	番川	田身輪橋	○	93501	04601	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
142		大川	Aイ	生物Bイ	大川	昭南橋	○	93601	04701	大阪府	○		24	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	4	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
143		東川	Aイ	生物Bイ	東川	一軒屋橋	○	93701	04801	大阪府	○		8	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
144		西川	Aイ	生物Bイ	西川	こうや橋	○	93801	04901	大阪府	○		8	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2
										総合計			2945	1375	1375	1375	1375	987	610	610	482	286	293	284	284	300	284	310	274	※	129	304	294	294	294	294	294	294

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
2 「測定地点」における　　で示した地点は上水道水源水域地点を示す。
3 「環境基準点」の内、○印は環境基準点、●印は準基準点を示す。
4 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
5 丸囲み数字(①　⊖)は数年に一度調査を実施するローリング調査導入地点を示す。円内の数字は測定回数を示し、－は測定を実施しないことを示す。
6 クロロホルムは水生生物の保全に関する項目にも該当する。
7 地図中番号109、112は欠番

												特殊項目												要監視項目 人の健康の保護に関するもの																											要監視項目 水生生物					底質			
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4-ジオキサン	ノルマルヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム	陰イオン界面活性剤	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	アンモニア性窒素	りん酸性りん	トリハロメタン生成能	クロロホルム	トランス-1・2-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2・4-ジクロロフェノール	総水銀	PCB	測定地点	地図中番号
2	2	2	⊖	⊖	⊖	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	⊖	⊖	2	2	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	古川橋	102
2	2	2	①	①	①	2	②	②	②	②	②	1	①	①	①	①	①	2	②	②	2	2	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	堅川橋	103
2	2	2	⊖	⊖	⊖	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	⊖	⊖	2	2	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	⊖	⊖	-	-	-	-	-	新川橋	104
2	2	2	①	①	①	2	②	2	2	2	②	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	石津川橋	105
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	2	2	①	①	①	2	②	4	②	②	②	2	①	①	①	①	①	2	4	4	2	2	-	②	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	②	②	-	1	②	②	②	②	-	②	①	②	②	-	-	-	-	-	毛穴大橋	106
2	2	2	⊖	⊖	⊖	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	⊖	⊖	2	2	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	高入橋	107
2	2	2	①	①	①	2	②	②	②	②	②	1	①	①	①	①	①	2	②	②	2	2	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	北条橋	108
2	2	2	②	②	②	2	②	②	②	②	②	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	②	②	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	小野々井橋	110
2	2	2	⊖	⊖	⊖	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	2	⊖	⊖	2	2	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	百年橋	111
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	-	①	①	-	-	-	-	-	新王子橋	113
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	-	①	①	-	-	-	-	-	河口水門	114
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	-	-	高津取水口	115
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	①	①	大津川橋	116
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	2	2	2	1	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	1	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	高橋	117
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	-	-	新緑田橋	118
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	-	-	繁和橋	119
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	-	-	神田橋	120
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	4	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	1	-	①	①	-	-	-	-	-	東条橋	121
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	①	①	1	①	①	1	2	2	2	1	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	1	①	①	①	①	①	①	①	春木橋	122
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	-	-	-	①	①	昭代橋	123
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	⊖	⊖	⊖	-	-	厄除橋	124
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	-	①	①	近木川橋	125
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	通天橋	126
2	2	1	1	1	1	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	-	①	①	見出橋	127
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	-	①	①	昭平橋	128
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	佐野川合流直前	129
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	向田橋	130
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	府道堺阪南線陸橋	131
2	2	1	1	1	1	2	2	2	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	兎田橋	132
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	樫井川橋	133
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	明治小橋	134
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	河口水門	135
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	男里川橋	136
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	4	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	男里橋	137
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	西打合橋	138
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	-	東打合橋	139
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	新茶屋川橋	140
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	田身輪橋	141
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	昭南橋	142
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	一軒屋橋	143
2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	-	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	①	①	こうや橋	144
296	294	199	177	177	177	294	280	360	324	320	276	158	112	147	131	118	138	234	362	362	473	423	57	47	50	46	49	40	41	40	42	47	40	40	44	40	40	40	40	51	50	46	70	51	54	48	48	54	53	81	47	49	60	39	39	29	29		

別表1－2(4) 測定地点、測定回数一覧表(海域)

水域名	環境基準	全窒素・全りん(水域名)	全窒素・全りん(環境基準)	水生生物の保全(水域名)	水生生物の保全(環境基準)	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	N・P等水域コード	測定機関	水質測定(表層)	水質測定(底層)	底質測定	水 生活環境項目 pH	DO	COD(酸性法)	COD(ろ過酸性法)	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出物質	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	健 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素
大阪湾(1)	海域Cイ	大阪湾(イ)	海域Ⅳイ	大阪湾(全域)	海域生物Aイ	C－3(南港西)	◎	0001	60101	401	大阪府	○			12	12	12	12	-	2	12	12	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						C－4(堺泉北港西)	◎	0002	60102	401	大阪府	○			12	12	12	12	-	2	12	12	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				大阪湾(ハ)	海域生物特Aイ	C－5(阪南港西)	◎	0003	60103	401	大阪府	○			12	12	12	12	-	2	12	12	4	2	2	②	②	②	②	②
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾(2)	海域Bロ	大阪湾(ロ)	海域Ⅲイ	大阪湾(全域)	海域生物Aイ	B－3(築港沖)	◎	0004	60201	402	大阪府	○			12	12	12	12	-	12	12	12	4	2	2	②	②	②	②	②
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						B－4(泉大津沖)	◎	0005	60202	402	大阪府	○			12	12	12	12	-	12	12	12	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				大阪湾(ハ)	海域生物特Aイ	B－5(二色沖)	◎	0006	60203	402	大阪府	○			12	12	12	12	-	12	12	12	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾(3)	海域Aハ			大阪湾(全域)	海域生物Aイ	A－2(忠岡港沖)	◎	0007	60301	402	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	②	②	②	②	②
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		大阪湾(ハ)	海域Ⅱイ	大阪湾(ハ)	海域生物特Aイ	A－3(りんくう沖)	◎	0008	60302	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾(4)	海域Aロ			大阪湾(全域)	海域生物Aイ	A－6(関空北)	◎	0009	60401	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				大阪湾(ハ)	海域生物特Aイ	A－7(尾崎沖)	◎	0010	60402	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	②	②	②	②	②
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾(5)	海域Aイ			大阪湾(全域)	海域生物Aイ	A－10(関空西)	◎	0011	60501	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						A－11(観音崎沖)	◎	0012	60502	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
													○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尾崎港	海域Cイ		-		-	C－7(尾崎港内)	○	0013	60601	503	大阪府	○			12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
淡輪港	海域Cイ					C－8(淡輪港内)	○	0014	60701	503	大阪府	○			12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
深日港	海域Cイ					C－9(深日港内)	○	0015	60801	503	大阪府	○			12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	②	②	②	②	②
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	O－1(No.5ブイ跡)	●	0016	60151	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
													○		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						O－2(南港)	●	0017	60152	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
													○		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						O－3(大阪港 関門外)	●	0018	60153	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
													○		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						O－4(神崎川河口中央)	●	0019	60154	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
													○		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
											大阪府			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						O－5(淀川河口中央)	●	0020	60155	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
													○		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
											大阪府			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						O－6(木津川河口中央)	●	0021	60156	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
													○		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						S－1(堺7－3区沖)	●	0022	60171	501	堺市	○			4	4	4	-	-	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
													○		4	4	4	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-
						O－7(大和川河口中央)	▲				大阪府			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
												総合計			404	410	404	306	72	124	332	332	68	44	44	24	24	24	24	24

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。

2 「環境基準点」の内、◎印は環境基準点を、○印は環境基準点(全窒素、全りん及び水生生物保全項目を除く)を、●印は準基準点を、▲印は底質測定のみを行う準基準点を示す。

3 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。

4 丸囲み数字(① ⊖)は数年に一度調査を実施するローリング調査導入地点を示す。円内の数字は測定回数を示し、ーは測定を実施しないことを示す。

| 質測定項目 | | |

別表１－３

測定方法、環境基準値等一覧表

（水　　質）

区分	測定項目	測　定　方　法		環境基準値（mg／L）	報告下限値（mg／L）
健康項目	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3 JIS K 0102-3 14.4 JIS K 0102-3 14.5	電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.003　以下	0.0003
	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.4 JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.5 JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない） 昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表（以下「付表」）1（蒸留操作は装置にて行う）	ﾋﾟﾘｼﾞﾝ-ﾋﾟﾗｿﾞﾛﾝ吸光光度分析法 4-ﾋﾟﾘｼﾞﾝｶﾙﾎﾞﾝ酸-ﾋﾟﾗｿﾞﾛﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（4-ﾋﾟﾘｼﾞﾝｶﾙﾎﾞﾝ酸-ﾋﾟﾗｿﾞﾛﾝ発色）	検出されないこと	0.1
	鉛	JIS K 0102-3 13.2 JIS K 0102-3 13.3 JIS K 0102-3 13.4 JIS K 0102-3 13.5	ﾌﾚｰﾑ原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01　以下	0.005
	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3.1 JIS K 0102-3 24.3.2 JIS K 0102-3 24.3.4 JIS K 0102-3 24.3.5 JIS K 0102-3 24.3.6	ｼﾞﾌｪﾆﾙｶﾙﾊﾞｼﾞﾄﾞ吸光光度分析法 流れ分析法（ｼﾞﾌｪﾆﾙｶﾙﾊﾞｼﾞﾄﾞ吸光光度分析法） 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.02　以下	0.01
		ただし、次の1及び2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2までに定めるところによる。 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（JIS K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。）　試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合　1に定めるところによるほか、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。			
	砒　素	JIS K 0102-3 20.3 JIS K 0102-3 20.4 JIS K 0102-3 20.5	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01　以下	0.005
	総 水 銀	付表2	還元気化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	付表3	溶媒抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	検出されないこと	0.0005
	Ｐ Ｃ Ｂ	付表4	溶媒抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.02　以下	0.002
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) 溶媒抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.004 以下	0.0004
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.1　以下	0.002
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同　　上	同　　上	0.04　以下	0.004
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) 溶媒抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD)	1　以下	0.0005
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	同　　上	同　　上	0.006 以下	0.0006
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同　　上	同　　上	0.01　以下	0.001
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同　　上	同　　上	0.01　以下	0.0005
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	チウラム	付表5	高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	0.006 以下	0.0006
	シマジン	付表6の第1 付表6の第2	溶媒抽出・固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FTD)(ECD)	0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ	同　　上	同　　上	0.02　以下	0.002
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.01　以下	0.001
	セ レ ン	JIS K 0102-3 26.2 JIS K 0102-3 26.3 JIS K 0102-3 26.4	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01　以下	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄　参照	特殊項目欄　参照	10　以下	0.08
	ふ っ 素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3 JIS K 0102-2 5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K 0170-6 6図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) JIS K 0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。）及びJIS K0102-2 5.5	ﾗﾝﾀﾝ-ｱﾘｻﾞﾘﾝｺﾝﾌﾟﾚｷｿﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（ﾗﾝﾀﾝ-ｱﾘｻﾞﾘﾝｺﾝﾌﾟﾚｷｿﾝ発色） イオンクロマトグラフィー	0.8　以下	0.08
	ほ う 素	JIS K 0102-3 5.2 JIS K 0102-3 5.5 JIS K 0102-3 5.6	ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ吸光光度分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1　以下	0.02
	1,4-ジオキサン	付表7の第1 付表7の第2 付表7の第3	活性炭抽出-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	0.05　以下	0.005

区分	測定項目	測　定　方　法		環境基準値（mg／L）	報告下限値（mg／L）
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102-1 12	ガラス電極法	別表１－４参照	－
	溶存酸素量	JIS K 0102-1 21.2 JIS K 0102-1 21.3 JIS K 0102-1 21.4 JIS K 0102-1 21.5	よう素滴定法 ミラー変法 隔膜電極法 光学式センサ法	別表１－４参照	0.5
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102-1 18		別表１－４参照	0.5
	化学的酸素要求量	JIS K 0102-1 17.2	酸性過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑによる酸素消費量（COD_{Mn}）	別表１－４参照	0.5
	化学的酸素要求量（アルカリ性法）	（海域）昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表（以下「告示別表」）2の2ア備考2			
	浮遊物質量	付表8		別表１－４参照	1
	大腸菌数	JIS K0102-5 5.6.2に定める方法（5.6.2.7は除く。）（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	特定酵素基質培地平板培養法	別表１－４参照	1CFU／100mL
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質	JIS K 0102-1 22.5	捕集濃縮・抽出法	別表１－４参照	0.5
	全窒素	（河川）JIS K 0102-2 17.3 （河川、海域）JIS K 0102-2 17.4 （河川、海域）JIS K 0102-2 17.5（JIS K0102-2 17.5.3.2を除く。）	酸化分解-紫外線吸光光度分析法 酸化分解-銅・ｶﾄﾞﾐｳﾑｶﾗﾑ還元-ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（酸化分解-紫外線吸光又は銅・ｶﾄﾞﾐｳﾑｶﾗﾑ還元-ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ発色）	別表１－４参照	0.05
	全りん	JIS K 0102-2 18.4.1及び18.4.4（JIS K0102-2 18.4.1.4のb)を除く。） JIS K 0102-2 18.4.6	ﾍﾟﾙｵｷｿ二硫酸ｶﾘｳﾑ分解-ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ青吸光光度法 流れ分析法（酸化分解-ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ青発色）	別表１－４参照	0.003
	全亜鉛	JIS K 0102-3 12.2 JIS K 0102-3 12.3 JIS K 0102-3 12.4 JIS K 0102-3 12.5	ﾌﾚｰﾑ原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	別表１－４参照	0.001
	ノニルフェノール	付表9		別表１－４参照	0.00006
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩（LAS）	JIS K 0102-4 6.2.5	高速液体クロマトグラフィー質量分析法	別表１－４参照	0.0006
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3（蒸留操作はJIS K 0102-4 5.2.2.3に規定する方法を除く） JIS K 0102-4 5.2.4（試験操作はJIS K 0170-5のうち、6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。）	4-ｱﾐﾉｱﾝﾁﾋﾟﾘﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（4-ｱﾐﾉｱﾝﾁﾋﾟﾘﾝ発色）	－	0.005
	銅	JIS K 0102-3 11.3 JIS K 0102-3 11.4 JIS K 0102-3 11.5 JIS K 0102-3 11.6	ﾌﾚｰﾑ原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	－	0.005
	溶解性鉄	JIS K 0102-3 16.3 JIS K 0102-3 16.4 JIS K 0102-3 16.5	ﾌﾚｰﾑ原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法	－	0.08
	溶解性マンガン	JIS K 0102-3 15.2 JIS K 0102-3 15.3 JIS K 0102-3 15.4 JIS K 0102-3 15.5	ﾌﾚｰﾑ原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	－	0.01
	全クロム	JIS K 0102-3 24.2.1 JIS K 0102-3 24.2.3 JIS K 0102-3 24.2.4 JIS K 0102-3 24.2.5	ｼﾞﾌｪﾆﾙｶﾙﾊﾞｼﾞﾄﾞ吸光光度分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	－	0.03
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102-4 6.2.1	ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ吸光光度分析法	－	0.01
	硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3 JIS K 0102-2 15.4 JIS K 0102-2 15.6 JIS K 0102-2 15.7 JIS K 0102-2 15.8	還元蒸留-ｲﾝﾄﾞﾌｪﾉｰﾙ青吸光光度分析法 還元蒸留-ｻﾘﾁﾙ酸-ｲﾝﾄﾞﾌｪﾉｰﾙ青吸光光度分析法 銅・ｶﾄﾞﾐｳﾑｶﾗﾑ還元-ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（銅・ｶﾄﾞﾐｳﾑｶﾗﾑ還元-ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ発色） イオンクロマトグラフィー	－	0.04
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14.2 JIS K 0102-2 14.3 JIS K 0102-2 14.4	ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ発色） イオンクロマトグラフィー	－	0.04
	アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.4 JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.6 JIS K 0102-2 13.7	蒸留-ｲﾝﾄﾞﾌｪﾉｰﾙ青吸光光度分析法 流れ分析法（ｲﾝﾄﾞﾌｪﾉｰﾙ青発色） イオンクロマトグラフィー	－	0.04
	りん酸性りん	（河川、海域）JIS K 0102-2 18.2.1 （河川、海域）JIS K 0102-2 18.2.2 （河川）JIS K 0102-2 18.2.3	ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ青吸光光度分析法 流れ分析法（ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ青発色） イオンクロマトグラフィー	－	0.003
	プランクトン数	気象庁刊　海洋観測指針6.2		－	－
	クロロフィルａ	海洋観測指針6.3		－	0.1μg/L
	懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102-1 14		－	－
	濁度	JIS K 0102-1 9.5	積分球濁度	－	0.2度
特定項目	ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能 （ｸﾛﾛﾎﾙﾑ生成能） （ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ生成能） （ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ生成能） （ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ生成能）	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表		－ － － － －	0.0004 0.0001 0.0001 0.0001 0.0001
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD)	0.06	0.006
	ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同　上	同　上	0.04	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同　上	同　上	0.06	0.006
	ｐ-ジクロロベンゼン	同　上	同　上	0.2	0.03
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表(以下「通知付表」)1の第1 通知付表1の第2	溶媒抽出・固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	0.008	0.0008
	ダイアジノン	同　上	同　上	0.005	0.0005
	フェニトロチオン	同　上	同　上	0.003	0.0003
	イソプロチオラン	同　上	同　上	0.04	0.004
	オキシン銅	通知付表2	高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	0.04	0.004
	クロロタロニル	通知付表1の第1 通知付表1の第2	溶媒抽出・固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	0.05	0.004
	プロピザミド	同　上	同　上	0.008	0.0008
	ＥＰＮ	同　上	同　上	0.006	0.0006
	ジクロルボス	同　上	同　上	0.008	0.0008
	フェノブカルブ	同　上	同　上	0.03	0.002

区分	測定項目	測　定　方　法		指針値 （mg／L）	報告下限値 （mg／L）
要監視項目	イプロベンホス	通知付表1の第1 通知付表1の第2	溶媒抽出･固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 溶媒抽出･固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	0.008	0.0008
	クロルニトロフェン	同　　上	同　　上	―	0.0001
	トルエン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.6	0.06
	キシレン	同　　上	同　　上	0.4	0.04
	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	通知付表3の第1 通知付表3の第2	ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	0.06	0.006
	ニッケル	JIS K 0102-3 18.4 JIS K 0102-3 18.5 JIS K 0102-3 4.5.3	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光分析法（測定波長232.0 nm）	―	0.001
	モリブデン	JIS K 0102-3 27.2 JIS K 0102-3 27.3 JIS K 0102-3 4.5.3	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光分析法（測定波長313.3 nm）	0.07	0.007
	アンチモン	JIS K 0102-3 21.2 JIS K 0102-3 21.3 JIS K 0102-3 21.4	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.02	0.0002
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日付け環境省通知付表 （以下「平成16年省通知付表」）1	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	0.002	0.0002
	エピクロロヒドリン	平成16年省通知付表2	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	0.0004	0.00003
	全マンガン	JIS K 0102-3 15.2 JIS K 0102-3 15.3 JIS K 0102-3 15.4 JIS K 0102-3 15.5	ﾌﾚｰﾑ原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.2	0.02
	ウラン	JIS K 0102-3 30.2 JIS K 0102-3 30.3	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.002	0.0002
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（PFOS及びPFOA） PFOS PFOS（直鎖体） PFOA PFOA（直鎖体）	令和2年5月28日付け環境省通知付表1	高速液体クロマトグラフ質量分析法	0.00005 （暫定） ※	0.000005 0.0000025 0.0000025
	フェノール	平成15年11月5日付け環境省通知付表1	溶媒抽出･固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	別表1-4参照	0.001
	ホルムアルデヒド	平成15年11月5日付け環境省通知付表2	誘導体化-ガスクロマトグラフ質量分析法	別表1-4参照	0.003
	4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ	平成25年3月27日付け環境省通知付表1		別表1-4参照	0.00003
	アニリン	平成25年3月27日付け環境省通知付表2		別表1-4参照	0.002
	2,4-ｼﾞｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ	平成25年3月27日付け環境省通知付表3		別表1-4参照	0.0003
その他	気温	JIS K 0102-1 6.2		―	―
	水温	JIS K 0102-1 6.3		―	―
	色相	JIS K 0102-1 7		―	―
	臭気	JIS K 0102-1 11.2		―	―
	透視度	JIS K 0102-1 8		―	―
	塩素イオン	JIS K 0102-2 6.2 JIS K 0102-2 6.3	硝酸銀滴定法 イオンクロマトグラフィー	― ―	10
	塩分	海洋観測指針5.3	サリノメータを用いた測定	―	―
	電気伝導率	JIS K 0102-1 13		―	1mS/m

※PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

（底　　質）

区分	測定項目	測　定　方　法		報告下限値 (mg/kg)
健康項目	カドミウム	平成24年8月8日付け環水大水発第120725002号 底質調査方法（以下「底質調査方法」）Ⅱ.5.1	ﾌﾚｰﾑ原子吸光法、電気加熱原子吸光法、ICP質量分析法またはICP発光分光分析法	0.01
	全シアン	底質調査方法 Ⅱ.4.11	4-ﾋﾟﾘｼﾞﾝｶﾙﾎﾞﾝ酸-ﾋﾟﾗｿﾞﾛﾝ吸光光度法またはﾋﾟﾘｼﾞﾝ-ﾋﾟﾗｿﾞﾛﾝ吸光光度法	0.1
	鉛	底質調査方法 Ⅱ.5.2	ﾌﾚｰﾑ原子吸光法、電気加熱原子吸光法、ICP質量分析法またはICP発光分光分析法	0.1
	砒素	底質調査方法 Ⅱ.5.9	ｼﾞｴﾁﾙｼﾞﾁｵｶﾙﾊﾞﾐﾝ酸銀吸光光度法、水素化物発生原子吸光法、ICP質量分析法または水素化物発生ICP発光分光分析法	0.1
	総水銀	底質調査方法 Ⅱ.5.14.1	硝酸−過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ還流分解法または硝酸−硫酸−過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ分解法	0.01
	アルキル水銀	底質調査方法 Ⅱ.5.14.2	ｱﾙｶﾘ処理−ﾄﾙｴﾝ抽出法またはｱﾙｶﾘ処理−ｼﾞﾁｿﾞﾝﾄﾙｴﾝ抽出法	0.01
	ＰＣＢ	底質調査方法 Ⅱ.6.4	ﾊﾟｯｸﾄﾞｶﾗﾑｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法、ｷｬﾋﾟﾗﾘｰｶﾗﾑｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法、ｷｬﾋﾟﾗﾘｰｶﾗﾑｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ四重極形質量分析法またはｷｬﾋﾟﾗﾘｰｶﾗﾑｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ高分解能形質量分析法	0.01
一般項目	水素イオン濃度	底質調査方法 Ⅱ.4.4		―
	化学的酸素要求量	底質調査方法 Ⅱ.4.7		0.5mg/g
	硫化物	底質調査方法 Ⅱ.4.6		―
	強熱減量	底質調査方法 Ⅱ.4.2		―
	酸化還元電位	底質調査方法 Ⅱ.4.5	酸化還元電位計を用いた測定	―
	総クロム	底質調査方法 Ⅱ.5.12.2	ｱﾙｶﾘ融解−吸光光度法、ICP質量分析法またはICP発光分光分析法	0.1
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質	底質調査方法 Ⅱ.4.13		0.5mg/g
	含水率	底質調査方法 Ⅱ.4.1（乾燥減量）		―

備考１　環境基準値が複数物質の濃度の和とされている環境基準項目については、それぞれの定量下限値を設定した上で、当該物質それぞれの定量下限値を合計して得た値を報告下限値とし、当該物質がいずれも、それぞれの定量下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。

２　有効数字を２桁とし、３桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第２位を四捨五入し、小数第１位までとする。

３　報告下限値の最小桁を下回る桁については切り捨てる。

４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K 0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の２及び３の桁数処理を行う。 ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

５　平均値の計算に当たっては、有効数字を２桁とし、３桁目以下を四捨五入する。その場合、報告下限値の最小桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の最小桁までとする。

６　報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

別表1―4

環境基準値及び評価方法

（昭和46年12月28日環告第59号
平成13年 5月31日環水企第92号）

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項　目	基　準　値	対象水域
カドミウム	0.003mg/L以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.02mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/L以下	
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/L以下	
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/L以下	

項　目	基　準　値	対象水域
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/L以下	全公共用水域
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/L以下	
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/L以下	
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/L以下	

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は評価方法2のとおり。

2 総水銀の評価は、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満（以下「ND」という。）」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであれば基準達成と判断し、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37％未満であれば基準達成と判断する。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

（注） 1 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア 河川（湖沼を除く）

①

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	－
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	－
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	－

評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90％水質値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

5 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

6 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

7 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75％値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
〃 3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

イ 海域

①

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	―	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	―	―

評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は、CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

4 類型指定された水域におけるCODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、各層の値を平均した全層の値を採用する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

4 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

②

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3 類型指定された水域における全窒素及び全燐の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③

類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006 mg/L以下

評価方法　1　基準値は、年間平均値とする。

(3) 要監視項目及び指針値

①

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシン銅	0.04mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロルボス	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	0.03mg/L以下

項目	指針値
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸(PFOS及びPFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)※

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

②

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下

項目	水域	類型	指針値
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	0.003mg/L以下
	海域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.1mg/L以下
2・4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下

別表１－５　　環境基準の水域類型指定一覧表

(1) 河川

①　ＢＯＤ等に係る類型

区分	河川水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	Bハ	昭和45年9月1日
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	Cイ	昭和45年9月1日(平成15年3月27日)
	船橋川	全域	Bイ	昭和50年10月8日(令和5年1月20日)
	穂谷川	全域	Bイ	
	檜尾川	全域	Aイ	昭和50年10月8日(令和5年1月20日)
	天野川	奈良県界より下流	Bイ	昭和50年10月8日(令和5年1月20日)
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	AAイ	昭和50年10月8日(平成29年1月27日)
	芥川(2)	塚脇橋より下流	Aイ	昭和50年10月8日(平成15年5月16日)
	水無瀬川	全域	Aイ	平成4年2月26日
神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	Bロ	昭和45年9月1日(平成13年3月30日)
	天竺川	全域	Bイ	平成29年1月27日
	安威川上流	安威川ダム流出端より上流	Aイ	昭和45年9月1日(令和5年1月20日)
	安威川下流(1)	安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	Aイ	昭和45年9月1日(令和5年1月20日)
	安威川下流(2)	茨木川合流点から大正川合流点まで	Aイ	昭和45年9月1日(令和5年1月20日)
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	Bイ	昭和45年9月1日(令和5年1月20日)
	佐保川及び茨木川	全域	Aイ	平成4年2月26日(平成21年6月30日)
	大正川	全域	Aイ	
	勝尾寺川	全域	Aイ	平成4年2月26日(令和5年1月20日)
	猪名川上流	箕面川合流点より上流	Aイ	昭和45年9月1日(平成21年3月31日)
	猪名川下流(2)	藻川分岐点から藻川合流点まで	Dイ	昭和45年9月1日(平成13年3月30日)
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	AAイ	昭和50年10月8日(平成29年1月27日)
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	Aイ	昭和50年10月8日(平成14年6月18日)
	余野川	全域	Aイ	
	千里川	全域	Aイ	
	田尻川	兵庫県界より上流	Aイ	平成15年5月16日
	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	Aイ	
	山辺川	全域	Aイ	
寝屋川水域	寝屋川(1)	住道大橋より上流	Bイ	昭和45年9月1日(平成29年1月27日)
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	Cロ	昭和45年9月1日(令和5年1月20日)
	恩智川	全域	Cイ	昭和45年9月1日(令和5年1月20日)
	古川	全域	Cロ	平成4年2月26日(令和5年1月20日)
	第二寝屋川	全域	Dイ	昭和50年10月8日(平成21年6月30日)
	平野川分水路	全域	Cイ	平成4年2月26日(令和5年1月20日)
	平野川	全域	Cイ	昭和50年10月8日(令和5年1月20日)
大阪市内河川水域	大川	大川全域及び城北川全域	Bイ	昭和45年9月1日(平成15年5月16日)
	堂島川	全域	Bイ	
	土佐堀川	全域	Bイ	昭和45年9月1日(令和5年1月20日)
	道頓堀川	全域	Bイ	昭和45年9月1日(平成21年6月30日)
	正蓮寺川	全域	Bイ	
	六軒家川	全域	Bイ	昭和45年9月1日(平成15年5月16日)
	安治川	全域	Bイ	
	尻無川	全域	Bイ	昭和45年9月1日(平成21年6月30日)
	木津川	全域	Bイ	
	木津川運河	全域	Bイ	
	住吉川	全域	Bロ	
	東横堀川	全域	Bイ	平成15年5月16日(平成21年6月30日)

区分	河川水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
大和川水域	石川	全域	Aイ	昭和45年9月1日(令和5年1月20日)
	千早川	全域	Aイ	昭和50年10月8日(平成15年5月16日)
	天見川	全域	Aイ	平成4年2月26日(平成29年1月27日)
	石見川	全域	AAイ	
	飛鳥川	全域	Cイ	平成15年5月16日(令和5年1月20日)
	梅川	全域	Aイ	平成15年5月16日(平成21年6月30日)
	佐備川	全域	Bイ	平成15年5月16日(平成29年1月27日)
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	Cハ	昭和45年9月1日
	大和川下流	浅香山から下流	Dハ	
	東除川	全域	Cイ	昭和50年10月8日(令和5年1月20日)
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	Bイ	
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	Cイ	
泉州諸河川水域	石津川	全域	Bイ	昭和48年3月16日(令和5年1月20日)
	和田川	全域	Bイ	平成4年2月26日(令和5年1月20日)
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	Bロ	昭和48年3月16日
	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	Cイ	昭和48年3月16日(平成29年1月27日)
	牛滝川	全域	Aイ	昭和48年3月16日(令和5年1月20日)
	松尾川	全域	Bハ	昭和48年3月16日
	槇尾川	全域	Bイ	
	父鬼川	全域	Aイ	
	春木川	全域	Cイ	昭和48年3月16日(令和5年1月20日)
	津田川	全域	Dイ	
	近木川上流	秬谷川合流点より上流	Bイ	昭和48年3月16日
	近木川下流	秬谷川合流点より下流	Dイ	昭和48年3月16日(平成21年6月30日)
	見出川	全域	Dロ	昭和48年3月16日(令和5年1月20日)
	佐野川	全域	Dイ	
	樫井川上流	兎田橋より上流	Bイ	昭和48年3月16日
	樫井川下流	兎田橋より下流	Cイ	昭和48年3月16日(令和5年1月20日)
	男里川	全域	Aイ	昭和48年3月16日
	金熊寺川	全域	Aイ	
	菟砥川	全域	Aイ	
	山中川	全域	Aイ	
	番川	全域	Aイ	
	大川	全域	Aイ	
	東川	全域	Aイ	
	西川	全域	Aイ	

(注)　達成期間の分類は次のとおりとする。

1　「イ」は直ちに達成

2　「ロ」は５年以内に可及的速やかに達成

3　「ハ」は５年を超える期間で可及的速やかに達成

② 水生生物類型

区分	河川水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
淀川水域	淀川	全域	生物Bイ	平成21年11月30日
	船橋川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日
	穂谷川	全域	生物Bイ	
	檜尾川	全域	生物Bイ	
	天野川	奈良県界より下流	生物Bイ	
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	生物Aイ	
	芥川(2)	塚脇橋より下流	生物Bイ	
	水無瀬川	全域	生物Aイ	
神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	生物Bイ	平成21年11月30日
	天竺川	全域	生物Bイ	平成29年1月27日
	安威川上流	安威川ダム流出端より上流	生物Aイ	平成21年6月30日(令和5年1月20日)
	安威川下流(1)	安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	生物Aイ	平成21年6月30日(令和5年1月20日)
	安威川下流(2)	茨木川合流点から大正川合流点まで	生物Bイ	平成29年1月27日(令和5年1月20日)
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	生物Bイ	平成21年6月30日
	佐保川及び茨木川	全域	生物Bイ	
	大正川	全域	生物Bイ	
	勝尾寺川	全域	生物Bイ	
	猪名川(2)	ゴルフ橋より下流	生物Bイ	平成21年11月30日
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	生物Aイ	平成21年6月30日
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	生物Bイ	
	余野川	全域	生物Aイ	
	千里川	全域	生物Bイ	
	田尻川	兵庫県界より上流	生物Aイ	
	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	生物Aイ	
	山辺川	全域	生物Aイ	
寝屋川水域	寝屋川(1)	住道大橋より上流	生物Bロ	平成21年6月30日
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	生物Bロ	令和5年1月20日
	恩智川	全域	生物Bイ	平成29年1月27日(令和5年1月20日)
	古川	全域	生物Bハ	令和5年1月20日
	平野川分水路	全域	生物Bハ	令和5年1月20日
	平野川	全域	生物Bハ	令和5年1月20日

区分	河川水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
大阪市内河川水域	大川	大川全域及び城北川全域	生物Bイ	平成21年6月30日
	堂島川	全域	生物Bイ	
	土佐堀川	全域	生物Bイ	
	道頓堀川	全域	生物Bイ	
	正蓮寺川	全域	生物Bイ	
	六軒家川	全域	生物Bイ	
	安治川	全域	生物Bイ	
	尻無川	全域	生物Bイ	
	木津川	全域	生物Bイ	
	木津川運河	全域	生物Bイ	
	住吉川	全域	生物Bイ	
	東横堀川	全域	生物Bイ	
大和川水域	石川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日
	千早川	全域	生物Bイ	
	天見川	全域	生物Bイ	
	石見川	全域	生物Aイ	
	飛鳥川	全域	生物Bイ	
	梅川	全域	生物Bイ	
	佐備川	全域	生物Bイ	
	大和川	全域	生物Bイ	平成18年6月30日
	東除川	全域	生物Bロ	平成21年6月30日
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	生物Bイ	
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	生物Bハ	令和5年1月20日
泉州諸河川水域	石津川	全域	生物Bロ	令和5年1月20日
	和田川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	生物Bイ	
	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	生物Bイ	平成29年1月27日
	牛滝川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日
	松尾川	全域	生物Bイ	
	槇尾川	全域	生物Bイ	
	父鬼川	全域	生物Bイ	
	春木川	全域	生物Bロ	令和5年1月20日
	近木川上流	秬谷川合流点より上流	生物Bイ	平成21年6月30日
	樫井川上流	兎田橋より上流	生物Bイ	
	樫井川下流	兎田橋より下流	生物Bロ	令和5年1月20日
	男里川	全域	生物Bロ	平成21年6月30日
	金熊寺川	全域	生物Bイ	
	菟砥川	全域	生物Bイ	
	山中川	全域	生物Bイ	
	番川	全域	生物Bイ	
	大川	全域	生物Bイ	
	東川	全域	生物Bイ	
	西川	全域	生物Bイ	

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
1 「イ」は直ちに達成
2 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
3 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 海域

① COD等に係る類型

水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
大阪湾(1)	図1－3参照	海域Cイ	昭和46年12月28日(平成14年3月29日)
大阪湾(2)		海域Bロ	
大阪湾(3)		海域Aハ	
大阪湾(4)		海域Aロ	
大阪湾(5)		海域Aイ	
尾崎港		海域Cイ	昭和46年12月28日
淡輪港		海域Cイ	
深日港		海域Cイ	

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
1 「イ」は直ちに達成
2 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
3 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

② 全窒素・全りんに係る類型

水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
大阪湾(イ)	図1－3参照	海域Ⅳイ	平成7年2月28日(平成17年6月3日)
大阪湾(ロ)		海域Ⅲイ	
大阪湾(ハ)		海域Ⅱイ	

③ 水生生物類型

水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
大阪湾(全域。ただし、大阪湾(イ)～(ニ)に係る部分を除く。)	図1－3参照	海域生物Aイ	平成25年6月5日
大阪湾(イ)		海域生物特Aイ	
大阪湾(ロ)		海域生物特Aイ	
大阪湾(ハ)		海域生物特Aイ	
大阪湾(ニ)		海域生物特Aイ	

２ 地 下 水 質 測 定 計 画

２０２５（令和７）年度地下水質測定計画

１ 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

２ 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

調査は、地域をメッシュ等に分割し、調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式により行う。

測定地点は、原則として利水状況、有害物質を使用している工場・事業場の立地の状況等を勘案し、設定することとする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査等の結果、調査井戸の周辺において汚染が発生している可能性があると判断される場合についても、原則として当該調査を実施することとする。

測定地点は、原則として発端井戸の上流側及び下流側の井戸の所在確認を最大限行い、その他利水状況、工場・事業場の立地状況等を勘案し、設定することとする。

概況調査等により新たに汚染等が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について、継続的に監視を行うために、地下水の水質調査を実施する。

測定地点は、原則として汚染井戸周辺地区調査で汚染が確認された調査井戸のうち、利水状況、工場・事業場の立地の状況等を勘案し、代表的な地点（複数地点又は最高濃度地点）を設定することとする。

３ 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、図２－１、図２－２、別表２－１、別表２－２及び別表２－３のとおりとする。

(1) 概況調査　　64地点 （ローリング方式）

(2) 継続監視調査　　104地点

４ 測定期間

測定期間は、2025（令和7）年4月１日から2026（令和8）年3月31日までとする。

5 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、 ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、 ふっ素、ほう素、1,4－ジオキサン （ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。）

イ 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物並びに地下水の特性把握に必要な項目とする。

(3) 継続監視調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2－3に掲げる環境基準項目とする。

6 測定回数

概況調査及び継続監視調査の測定回数は、原則として各測定地点において年1回以上とし、過去の検出状況、利水状況及び発生源の有無等を考慮の上、設定するものとする。

7 測定方法

測定方法は、原則として別表2－4のとおりとする。

8 試料の採取等

(1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。

(2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

9 環境基準値及び評価方法

環境基準値及び評価方法は、別表2－4のとおりである。

10 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

(1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。

(2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出されたときは、直ちに報告するものとする。

11 継続監視調査の終了

原則として、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たすとともに、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認し、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し、総合的に判断することとする。

汚染が自然由来と推察される場合は、別に定める基本的な考え方に基づいて判断することとする。

12 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

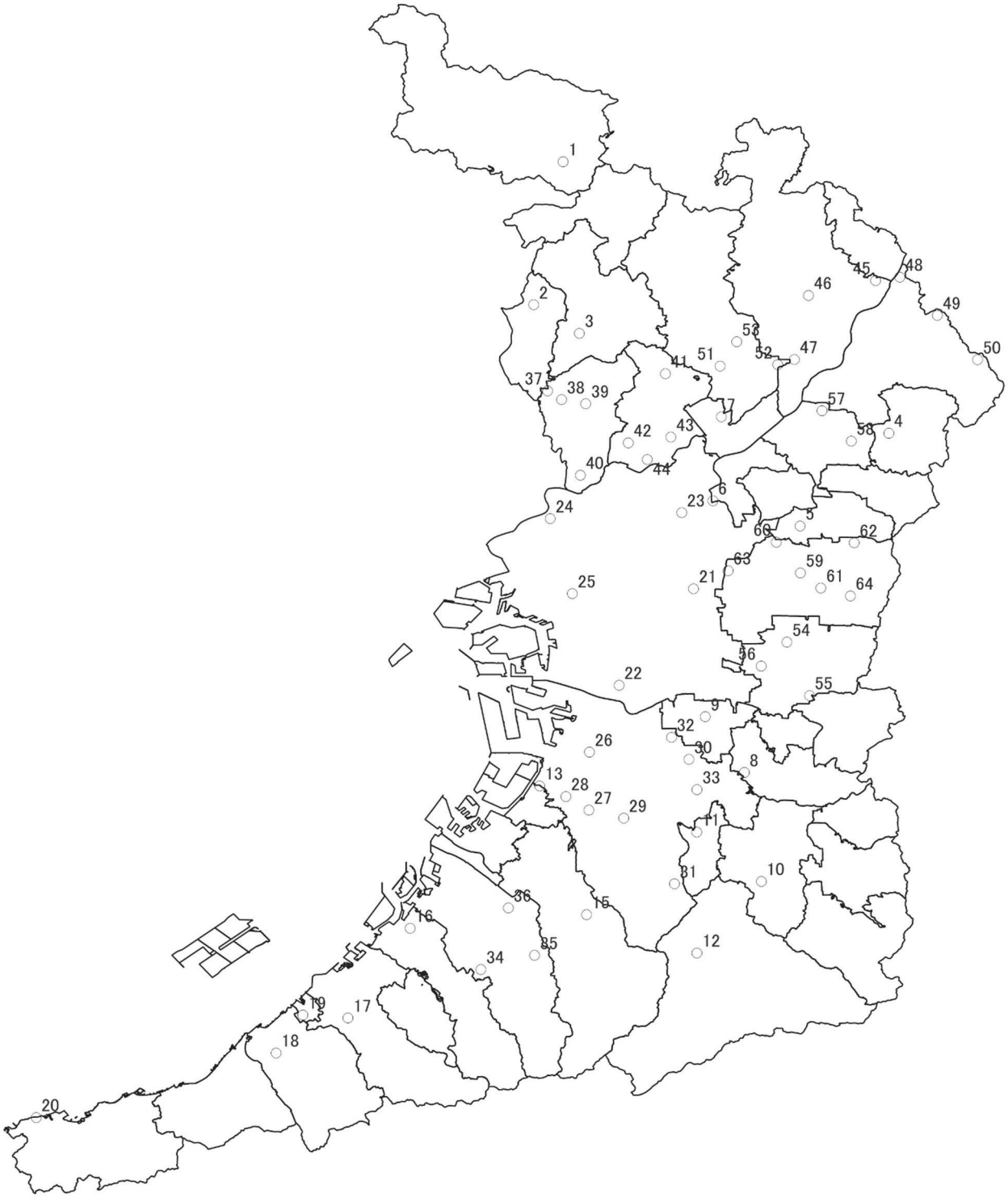

「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）

（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html）を加工して作成

図２－１概況調査測定地点図
（２０２５（令和７）年度）

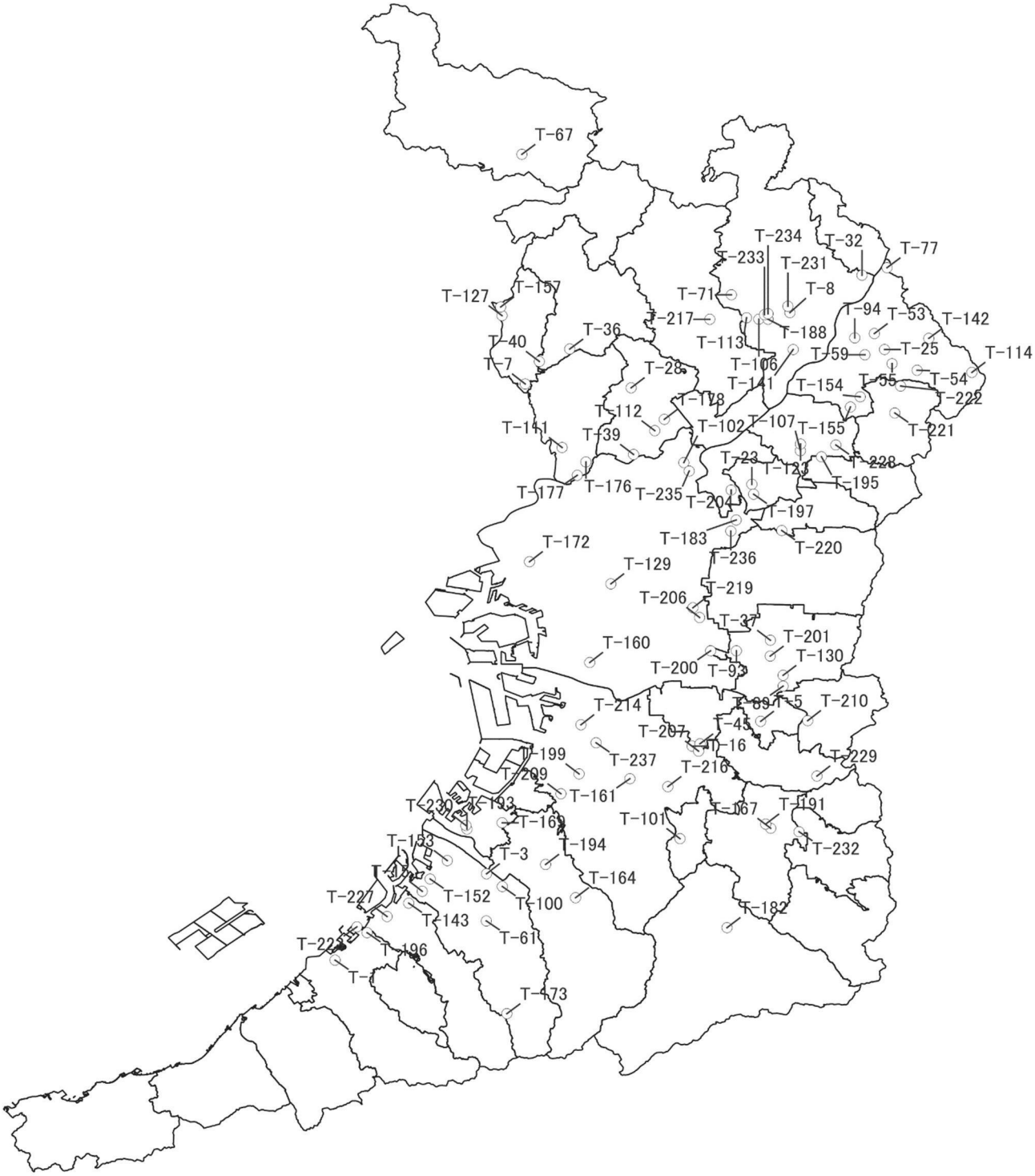

「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）

（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html）を加工して作成

図２－２ 継続監視調査測定地区図
（２０２５（令和７）年度）

別表２－１

測 定 地 点 数 及 び 測 定 機 関 総 括 表

（２０２５（令和７）年度）

測定機関	測　定　地　点　数		合　計
	概況調査 （ローリング方式）	継続監視調査	
大　阪　府	20	31	51
国土交通省 近畿地方整備局	0	2	2
大　阪　市	5	8	13
堺　　市	8	7	15
岸 和 田 市	3	9	12
豊　中　市	4	3	7
吹　田　市	4	4	8
高　槻　市	3	15	18
枚　方　市	3	10	13
茨　木　市	3	1	4
八　尾　市	3	9	12
寝 屋 川 市	2	5	7
東 大 阪 市	6	0	6
合　　計	64	104	168

別表２－２（1）　測定地点一覧表（概況調査）

２０２５（令和７）年度

測定地点			測定項目																														
図中地点番号	所在地		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	測定回数	測定機関
1	能勢町	地黄	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
2	池田市	吉田町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
3	箕面市	箕面	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
4	交野市	星田	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
5	大東市	太子田	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
6	守口市	滝井西町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
7	摂津市	鶴野	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
8	羽曳野市	河原城	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
9	松原市	三宅中	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
10	富田林市	彼方	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
11	大阪狭山市	池之原	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
12	河内長野市	高向	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
13	高石市	羽衣	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
14	和泉市	伯太町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
15	和泉市	三林町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
16	貝塚市	海塚	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
17	泉佐野市	長滝	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
18	泉南市	馬場	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
19	田尻町	吉見	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
20	岬町	多奈川谷川	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
21	大阪市	東成区大今里南	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
22	大阪市	住吉区清水丘	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
23	大阪市	旭区高殿	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
24	大阪市	西淀川区佃	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
25	大阪市	港区市岡	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
26	堺市	堺区旭ヶ丘北町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
27	堺市	中区八田北町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
28	堺市	西区鳳東町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
29	堺市	中区平井	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
30	堺市	東区八下町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
31	堺市	南区逆瀬川	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
32	堺市	北区南花田町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
33	堺市	美原区北余部	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
34	岸和田市	阿間河滝町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市
35	岸和田市	積川町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市
36	岸和田市	岡山町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市
37	豊中市	螢池北町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
38	豊中市	刀根山	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
39	豊中市	上野東	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
40	豊中市	島江町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
41	吹田市	千里万博公園	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
42	吹田市	江坂町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
43	吹田市	片山町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
44	吹田市	南吹田	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
45	高槻市	東上牧	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
46	高槻市	奥天神町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
47	高槻市	唐崎西	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
48	枚方市	町楠葉	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	枚方市
49	枚方市	長尾峠町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	枚方市
50	枚方市	杉北町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	枚方市
51	茨木市	松ケ本町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	茨木市
52	茨木市	白川	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	茨木市
53	茨木市	三咲町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	茨木市
54	八尾市	光町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	八尾市
55	八尾市	二俣	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	八尾市
56	八尾市	太子堂	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	八尾市
57	寝屋川市	香里新町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	寝屋川市
58	寝屋川市	寝屋南	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	寝屋川市
59	東大阪市	角田	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市

別表２－２（2）　測定地点一覧表（概況調査）

２０２５（令和７）年度

測定地点			測定項目																													測定回数	測定機関
図中地点番号	所在地		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン		
60	東大阪市	西鴻池町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
61	東大阪市	松原南	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
62	東大阪市	善根寺町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
63	東大阪市	森河内西	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
64	東大阪市	客坊町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市

注　・図中地点番号は、図2-1を参照
・○印の項目について測定を実施する。
・※印：アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を実施する。
・測定地点は計画地点であり、変更となる可能性がある。

別表２－３（1）　測定地点一覧表（継続監視調査）

２０２５（令和７）年度

測定地点				測定項目																															
図中地区番号	地区内番号	所在地		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	測定回数	深度（m）	井戸の浅深別	用途	測定機関
T-1	2	泉佐野市	西本町											○		○	○	○		○	○											1	12～13	浅	3	大阪府
T-3	—	岸和田市	西大路町											○		○	○	○		○	○											1	150	深	4	岸和田市
T-5	1	藤井寺市	小山											○		○	○	○		○	○											1	4.5	浅	3	大阪府
	2	藤井寺市	岡											○		○	○	○		○	○											1	15	浅	5	大阪府
	3	藤井寺市	藤井寺											○		○	○	○		○	○											1	8	浅	3	大阪府
T-7	3	池田市	豊島南											○		○	○	○	○	○	○											1	4	浅	3	大阪府
T-8	1	高槻市	桃園町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	53.3	深	5	高槻市
	2	高槻市	桃園町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	37.1	深	5	高槻市
	4	高槻市	下田部町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	40	深	5	高槻市
	10	高槻市	明田町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	35	深	5	高槻市
	12	高槻市	南庄所町					○						○	○	○	○	○	○	○	○											1	11	浅	5	高槻市
	13	高槻市	西冠											○	○	○	○	○	○	○	○											1	65	深	1	高槻市
T-15	1	岸和田市	岸城町											○		○	○	○		○	○							○				1	8	浅	3	岸和田市
	2	岸和田市	南町											○		○	○	○		○	○							○				1	4	浅	3	岸和田市
T-16	4	堺市	美原区今井											○		○	○	○	○	○	○											2	70	深	3	堺市
T-23	—	門真市	柳田町					○																								1	13.1	浅	5	近畿地整
T-25	—	枚方市	出屋敷西町											○		○	○	○		○	○											2	140	深	4	枚方市
T-28	2	吹田市	津雲台											○		○	○		○	○	○											2	220	深	2	吹田市
T-32	1	高槻市	東上牧					－																								－	185	深	4	高槻市
T-36	—	箕面市	牧落											○		○	○	○		○	○											1	10	浅	3	大阪府
T-37	2	八尾市	東本町											○		○	○			○	○											1	不明	不明	3	八尾市
T-39	3	吹田市	南吹田									○		○	○	○	○	○	○	○	○										○	4	8	浅	5	吹田市
T-40	—	池田市	石橋											○		○	○	○		○	○											1	6	浅	3	大阪府
T-45	1	松原市	丹南											○		○	○	○		○	○											1	7	浅	3	大阪府
T-53	2	枚方市	片鉾本町											○		○	○	○		○	○											2	不明	不明	3	枚方市
T-54	—	枚方市	津田元町											○		○	○	○		○	○											2	8	浅	3	枚方市
T-55	2	枚方市	春日北町						○	※				○		○	○	○		○	○											2	7	浅	5	枚方市
T-59	1	枚方市	中宮山戸町											○		○	○	○		○	○											2	10	浅	3	枚方市
	2	枚方市	中宮山戸町											○		○	○	○		○	○											2	8	浅	3	枚方市
T-61	—	岸和田市	尾生町						○	※																		○				1	9	浅	3	岸和田市
T-67	2	能勢町	野間出野					●																								1	90	深	3	大阪府
T-71	1	高槻市	阿武野					－																								－	144	深	3	高槻市
	2	高槻市	阿武野																											－		－	150	深	2	高槻市
T-77	—	枚方市	楠葉中之芝					－																								－	62	深	5	枚方市
T-89	2	八尾市	西弓削											○			○															1	60	深	4	八尾市
T-93	2	八尾市	北亀井町					○				○		○		○	○	○	○	○	○											1	5.5	浅	5	八尾市
	3	八尾市	北亀井町									○		○		○	○	○	○	○	○											1	3.5	浅	5	八尾市
	4	八尾市	北亀井町									○		○		○	○	○	○	○	○											1	3.7	浅	5	八尾市
T-94	1	枚方市	中宮東之町											○		○	○	○		○	○											2	8	浅	3	枚方市
	2	枚方市	上野											○		○	○	○		○	○											2	10	浅	5	枚方市
T-100	2	岸和田市	田治米町											○		○	○	○		○	○											1	7.6	浅	5	岸和田市
T-101	—	大阪狭山市	今熊											○		○	○	○		○	○							○				1	8	浅	3	大阪府
T-102	—	大阪市	東淀川区大桐＊																									○				1	6	浅	5	大阪市
T-106	1	高槻市	幸町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	22.5	深	5	高槻市
	2	高槻市	幸町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	22	深	5	高槻市
	4	高槻市	幸町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	200	深	4	高槻市
T-107	1	寝屋川市	木田元宮									○		○	○	○	○	○	○	○	○											2	6	浅	5	寝屋川市
	2	寝屋川市	木田元宮									○		○	○	○	○	○	○	○	○											2	5.4	浅	5	寝屋川市
T-111	—	豊中市	名神口											○		○	○	○		○	○							○	○			1	20	浅	4	豊中市
T-112	—	吹田市	片山町									○		○		○	○		○	○	○											2	8	浅	3	吹田市
T-113	—	高槻市	宮田町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	15	深	5	高槻市
T-114	—	枚方市	尊延寺馬廻			○		○	○	※																						2	11	浅	5	枚方市

別表２－３（2）　測定地点一覧表（継続監視調査）

２０２５（令和７）年度

測定地点				測定項目																																	
図中地区番号	地区内番号	所在地		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	測定回数	深度（m）	井戸の浅深別	用途	測定機関
T-123	1	寝屋川市	出雲町											○		○	○	○		○	○											2	8	浅	5	寝屋川市
	2	寝屋川市	出雲町											○		○	○	○		○	○											2	8	浅	5	寝屋川市
T-127	4	池田市	古江町																										○	○		1	不明	不明	4	大阪府
T-129	1	大阪市	浪速区元町					○																								1	4	浅	3	大阪市
T-130	—	八尾市	志紀町西											○			○								○					○	1	20	深	5	八尾市
T-141	2	高槻市	西大樋町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	100	深	4	高槻市
T-142	—	枚方市	長尾元町																								●				2	2	浅	3	枚方市
T-143	—	貝塚市	堀																								○				1	4	浅	3	大阪府
T-152	—	岸和田市	並松町		○	○		○																				○			1	5	浅	2	岸和田市
T-153	2	岸和田市	春木宮本町																								○				1	不明	浅	3	岸和田市
	5	岸和田市	春木宮川町																								○				1	不明	浅	3	岸和田市
T-154	—	枚方市	茄子作北町						－	※																	－				－	17	浅	3	枚方市
T-155	—	枚方市	東香里元町						－	※																					－	不明	浅	3	枚方市
T-157	—	池田市	古江町					●																							1	8	浅	3	大阪府
T-160	—	大阪市	住之江区御崎																										○	○	1	10.6	浅	5	近畿地整
T-161	—	堺市	中区土塔町											○		○	○			○	○										1	10	浅	3	堺市
T-164	2	和泉市	三林町																									●			1	不明	浅	3	大阪府
T-167	—	富田林市	富田林町											○		○	○			○	○										1	13	浅	3	大阪府
T-169	4	泉大津市	曽根町					○																							1	6	浅	3	大阪府
T-172	—	大阪市	此花区島屋																										○		1	30	深	5	大阪市
T-173	—	岸和田市	塔原町																								○				1	4	浅	3	岸和田市
T-176	—	豊中市	豊南町南																								○				1	不明	浅	3	豊中市
T-177	—	豊中市	神州町																						○			○			1	8.5	浅	5	豊中市
T-178	—	吹田市	岸部中											○		○	○		○	○	○										2	1	浅	5	吹田市
T-182	—	河内長野市	東片添町					●																							1	不明	浅	5	大阪府
T-183	—	大阪市	鶴見区浜									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○			1	不明	不明	5	大阪市
T-188	—	高槻市	東五百住町																									○			1	不明	浅	3	高槻市
T-191	—	富田林市	本町																								○				1	5	浅	3	大阪府
T-193	—	泉大津市	上之町											○		○	○		○	○	○										1	3	浅	3	大阪府
T-194	—	和泉市	池田下町																								○				1	4.3	浅	3	大阪府
T-195	—	四條畷市	砂											○		○	○		○	○	○										1	4.7	浅	5	大阪府
T-196	2	泉佐野市	鶴原											○	○	○	○	○	○	○	○										1	170	深	4	大阪府
T-197	2	門真市	東田町																									○			1	15.6	深	5	大阪府
	3	門真市	東田町																									○			1	4	浅	5	大阪府
T-199	—	堺市	西区家原寺町					－																							－	280	深	5	堺市
T-200	1	八尾市	竹渕西											○		○	○			○											1	4	浅	3	八尾市
	2	八尾市	竹渕											○			○														1	25	浅	3	八尾市
T-201	2	八尾市	安中町											○			○														1	不明	不明	5	八尾市
T-204	2	守口市	南寺方東通											○																	1	不明	不明	5	大阪府
T-206	—	大阪市	平野区加美北									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						1	60	深	4	大阪市
T-207	—	堺市	美原区大保											○		○	○	○	○	○	○										2	25	深	3	堺市
T-209	—	堺市	西区上																								○				1	7.5	浅	3	堺市
T-210	—	柏原市	片山町																											○	1	94	深	5	大阪府
T-214	—	堺市	堺区南安井町											○		○	○		○	○	○										1	不明	浅	3	堺市
T-216	—	堺市	東区高松																								○				1	不明	浅	3	堺市
T-217	—	茨木市	耳原											○		○	○	○	○	○	○										2	8.5	浅	5	茨木市

別表２－３（3） 測定地点一覧表（継続監視調査）

２０２５（令和７）年度

測定地点				測定項目																																			
図中地区番号	地区内番号	所在地		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	測定回数	深度（m）	井戸の浅深別	用途	測定機関
T-219	—	大阪市	生野区巽中					○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○						1	80	深	4	大阪市
T-220	—	大東市	灰塚																										○			1	不明	不明	3	大阪府
T-221	—	交野市	森北					－																								－	10	浅	5	大阪府
T-222	—	交野市	倉治			－		－	－	※																						－	10	浅	5	大阪府
T-223	—	泉佐野市	住吉町					－																								－	200	深	4	大阪府
T-227	—	貝塚市	脇浜																									○				1	5	浅	5	大阪府
T-228	—	寝屋川市	打上新町											○	○	○	○		○													2	16.2	浅	5	寝屋川市
T-229	—	羽曳野市	飛鳥																									○				1	4～5	浅	3	大阪府
T-230	—	泉大津市	下之町																									○				1	5～6	浅	3	大阪府
T-231	—	高槻市	明田町					○																								1	3.6	浅	5	高槻市
T-232	—	富田林市	別井																									○				2	不明	不明	5	大阪府
T-233	—	高槻市	朝日町											○	○	○	○	○	○	○	○											1	11.2	浅	5	高槻市
T-234	—	高槻市	朝日町					○																								1	11.4	浅	5	高槻市
T-235	—	大阪市	東淀川区大道南																									○				1	不明	不明	5	大阪市
T-236	—	大阪市	鶴見区諸口									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○						1	30	浅	4	大阪市
T-237	—	堺市	堺区百舌鳥夕雲町											○		○	○			○	○											1	10	浅	3	堺市

注
- 図中地区番号は、図2-2を参照。
- 地区内番号の欄は、同一地区において複数の測定地点を有する場合の整理番号を表す。
- 地区番号及び地区内番号について、記載のない番号は欠番。
- ○印の項目について測定を実施する。
- ●及びハイフン（-）は数年に一度、継続監視調査を実施する地点を示す。●は測定を実施すること、ハイフン（-）は測定を実施しないことを示す。
- ※印：アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を実施する。
- ＊印：T-102については、令和６年度に継続監視を終了するための調査を実施中であり、その結果、終了の基準を満足すれば継続監視調査を終了する。
- 井戸の浅深別は、浅井戸、深井戸又は不明とし、浅：浅井戸、深：深井戸 を表す。
  不圧帯水層から採取する井戸を浅井戸、被圧帯水層から採取する井戸を深井戸とする。ただし、帯水層が不明な場合は井戸深度30m以下の井戸を浅井戸、30mを超える井戸を深井戸とする。
- 用途欄の番号は、１：水道水源、２：一般飲用、３：生活用水、４：工業用水、５：その他 を表す。
- 測定地点は計画地点であり、変更となる可能性がある。

別表 ２－４

測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測　定　方　法		環境基準値 （mg／Ｌ）	報告下限値 （mg／Ｌ）
環境基準項目	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3 JIS K 0102-3 14.4 JIS K 0102-3 14.5	電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.003　以下	0.0003
	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.4 JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.5 JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない） 昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表（以下「付表」）1（蒸留操作は装置にて行う）	ﾋﾟﾘｼﾞﾝ-ﾋﾟﾗｿﾞﾛﾝ吸光光度分析法 4-ﾋﾟﾘｼﾞﾝｶﾙﾎﾞﾝ酸-ﾋﾟﾗｿﾞﾛﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（4-ﾋﾟﾘｼﾞﾝｶﾙﾎﾞﾝ酸-ﾋﾟﾗｿﾞﾛﾝ発色）	検出されないこと	0.1
	鉛	JIS K 0102-3 13.2 JIS K 0102-3 13.3 JIS K 0102-3 13.4 JIS K 0102-3 13.5	ﾌﾚｰﾑ原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01　以下	0.005
	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3.1 JIS K 0102-3 24.3.2 JIS K 0102-3 24.3.4 JIS K 0102-3 24.3.5 JIS K 0102-3 24.3.6	ｼﾞﾌｪﾆﾙｶﾙﾊﾞｼﾞﾄﾞ吸光光度分析法 流れ分析法（ｼﾞﾌｪﾆﾙｶﾙﾊﾞｼﾞﾄﾞ吸光光度分析法） 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.02　以下	0.01
		ただし、次の1及び2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2までに定めるところによる。 1　JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（JIS K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。）　試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合　1に定めるところによるほか、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。			
	砒　素	JIS K 0102-3 20.3 JIS K 0102-3 20.4 JIS K 0102-3 20.5	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01　以下	0.005
	総 水 銀	付表2	還元気化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	付表3	溶媒抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	検出されないこと	0.0005
	Ｐ Ｃ Ｂ	付表4	溶媒抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.02　以下	0.002
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) 溶媒抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(別名塩化ﾋﾞﾆﾙ又は塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号付表	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	0.002 以下	0.0002
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.004 以下	0.0004
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.1　以下	0.002
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	（ｼｽ体）　同　上	同　上	ｼｽ体ﾄﾗﾝｽ体の和が 0.04　以下	0.002
		（ﾄﾗﾝｽ体）　JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD)		0.002
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD) 溶媒抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD)	1　以下	0.0005
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	同　上	同　上	0.006 以下	0.0006
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同　上	同　上	0.01　以下	0.001
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同　上	同　上	0.01　以下	0.0005
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	チウラム	付表5	高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	0.006 以下	0.0006
	シマジン	付表6の第1 付表6の第2	溶媒抽出・固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FTD)(ECD)	0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ	同　上	同　上	0.02　以下	0.002
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(FID)	0.01　以下	0.001
	セ レ ン	JIS K 0102-3 26.2 JIS K 0102-3 26.3 JIS K 0102-3 26.4	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01　以下	0.002

区分	測定項目	測　定　方　法		環境基準値 （mg／Ｌ）	報告下限値 （mg／Ｌ）
環境基準項目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては JIS K 0102-2 15.3 JIS K 0102-2 15.4 JIS K 0102-2 15.6 JIS K 0102-2 15.7 JIS K 0102-2 15.8 亜硝酸性窒素にあっては JIS K 0102-2 14.2 JIS K 0102-2 14.3 JIS K 0102-2 14.4	 還元蒸留-ｲﾝﾄﾞﾌｪﾉｰﾙ青吸光光度分析法 還元蒸留-ｻﾘﾁﾙ酸-ｲﾝﾄﾞﾌｪﾉｰﾙ青吸光光度分析法 銅･ｶﾄﾞﾐｳﾑｶﾗﾑ還元-ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（銅･ｶﾄﾞﾐｳﾑｶﾗﾑ還元-ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ発色） イオンクロマトグラフィー ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（ﾅﾌﾁﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ発色） イオンクロマトグラフィー	10　以下	0.08
	ふ っ 素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3 JIS K 0102-2 5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K 0170-6の6図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) JIS K 0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。)及びJIS K 0102-2 5.5	ﾗﾝﾀﾝ-ｱﾘｻﾞﾘﾝｺﾝﾌﾟﾚｷｿﾝ吸光光度分析法 流れ分析法（ﾗﾝﾀﾝ-ｱﾘｻﾞﾘﾝｺﾝﾌﾟﾚｷｿﾝ発色） イオンクロマトグラフィー	0.8　以下	0.08
	ほ う 素	JIS K 0102-3 5.2 JIS K 0102-3 5.5 JIS K 0102-3 5.6	ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ吸光光度分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1　以下	0.02
	1,4-ジオキサン	付表7の第1 付表7の第2 付表7の第3	活性炭抽出-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	0.05　以下	0.005

備　考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びＰＣＢについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考３のとおりとする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　総水銀の評価は、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満（以下「ND」という。）」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであれば基準達成と判断し、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37 %未満であれば基準達成と判断する（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

4　環境基準達成状況の評価は、調査区分ごとに、検出の有無とともに、基準値の超過状況（基準値を超過した測定地点の割合または本数）で行う。また、必要に応じ、濃度の推移についても評価を行う。

5　有効数字を２桁とし、３桁目以下を切り捨てる。

6　報告下限値の最小桁を下回る桁については切り捨てる。

7　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K 0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の５及び６の桁数

ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。（報告下限値(mg／Ｌ)：硝酸性窒素 0.04、亜硝酸性窒素 0.04）

8　1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの濃度は、JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和を求めた後に、上記の５及び６の桁数処理を行う。

ただし、シス体とトランス体の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。（報告下限値(mg／Ｌ)：シス体 0.002、トランス体 0.002）

9　平均値の計算に当たっては、有効数字を２桁とし、３桁目以下を四捨五入する。その場合、報告下限値の最小桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の最小桁までとする。報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

参 考 資 料

平成 26 年１月策定
令和５年１月改定

公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方

１．経緯・目的

公共用水域における常時監視は、測定開始以来、環境基準項目等の追加や類型指定水域の拡大等により測定対象項目や地点の追加等が行われる一方、効果的な測定の必要性から、効率化と重点化を適宜行ってきたところである。

しかしながら、排水規制の強化や下水道の整備、産業構造や土地利用の変化などにより、河川の水質改善が進むとともに、一部の河川では水量が大きく減少するなどの変化が生じており、また、水質に係る化学物質の環境リスク評価の進展に伴い、近年においても環境基準項目等の追加が相次いでいる。

公共用水域における常時監視は、河川や海域の水環境の状況を把握し、水質管理に係る行政施策の企画立案の基礎資料を得るため計画的に実施する必要があり、限られた行政資源を有効に活用し、適正な水質常時監視を今後も継続していくことは必須である。

このため、これらを踏まえて、以下の効率化及び重点化についての基本的考え方に基づき、毎年度の測定計画を作成するものとする。

２．基本的考え方

国の事務処理基準等の内容、並びに、府域の水質等の状況を踏まえた測定の効率化及び重点化を行い、適正かつ効率的な水質常時監視を今後も継続して実施する。なお、従前のとおり、水質等の悪化が確認された場合は重点化を行うとともに、流域における発生源の状況、土地利用の状況等の変化について情報収集に努め、必要に応じ、適切な見直しを行うこととする。

（１）測定項目毎の測定頻度

１）水質測定項目毎の測定頻度

別表に示す計画規定回数（水質測定計画における標準的な測定回数）による測定を原則とし、別図に示す効率化及び重点化のフローに基づき、過去の検出状況、利水状況及び発生源の有無等を考慮の上、設定する。具体的には以下のとおりとする。

①健康項目・特殊項目

ア）計画規定回数

・これまでの計画規定回数から見直しを行わない。

イ）過去の検出状況等に基づく効率化又は重点化

・少なくとも５年間の検出状況により判断するが、ローリング調査への移行や休止などの更なる効率化については、事務処理基準等に基づき、検出状況、利水状況、発生源の状況から総合的に判断する。

・効率化を行った地点で環境基準値の 1/2 を超過した場合は、原則として重点化を行う。

②要監視項目

ア）計画規定回数

・環境基準設定の検討項目という位置づけであり、効率的に府域全域の長期的な状況を継続的に把握する観点から、３年で測定地点（環境基準点）を一巡するローリング調査を行うことを基本とする。ただし、新たに設定された項目は、２年間で府域全域の測定を行うこととする。

イ）過去の検出状況等に基づく効率化又は重点化

・更なる効率化や休止については、５検体以上の検出状況から判断する。

・指針値を超過した場合は、原則として重点化を行う。

③水生生物の保全に係る生活環境項目（全亜鉛、ノニルフェノール、ＬＡＳ）

ア）計画規定回数

・年平均値で評価を行う項目であることから、計画規定回数を、環境基準点で年４回、準基準点で年２回とする。

イ）過去の検出状況等に基づく効率化又は重点化

・原則、５年間の検出状況により判断するが、ローリング調査への移行や休止などの更なる効率化については、事務処理基準等に基づき、検出状況、利水状況、発生源の状況から総合的に判断する。また、新たな項目が設定された場合には、一定のデータの蓄積により、必要に応じ、判断のための期間等について、再検討を行うこととする。

・効率化を行った地点で環境基準値を超過した場合は、原則として重点化を行う。

④上記以外の全ての生活環境項目（ＢＯＤ、ＣＯＤ、ｐＨ、ＤＯ、全窒素、全りんなど）

ア）計画規定回数

・これまでの計画規定回数から見直しを行わない。

イ）過去の検出状況等に基づく効率化又は重点化

・過去５年間のＢＯＤの測定値から見て、水質が良好な地点においては、測定結果の評価が可能な範囲での効率化を可能とする。

・効率化を行った地点で環境基準値を超過した場合は、原則として重点化を行う。

２）底質に係る測定頻度

３年で一巡するローリング方式を基本とするが、水質や底質の悪化が確認された場合は重点化を行う。

（２）測定地点

測定地点（環境基準点、準基準点）の位置づけを再確認するとともに、河川の水量・水質の状況を踏まえ、必要に応じ、地点の変更や下流側の地点への集約化を図る。なお、水域を代表するような主要な地点における測定は継続して実施する。

（３）河川の採水回数及び流量観測

１日の内で水質が大きく変動している地点を除き、１日の採水の頻度を４回から２回に減ずることができる。流量観測を原則１日２回、変動の少ない地点は１回とする。

別表　計画規定回数

（1）河川

	測定項目			測定回数
環境基準点	環境基準項目	健康項目	PCB	・年１回以上
			農薬類	・年１回以上 （農薬使用時期に実施）
			上記以外の項目	・年２回以上
		生活環境項目	全窒素・全りん	・年４回以上
			大腸菌数	・年１２回以上 （AA、A、B類型のみ）
			全亜鉛	・年４回以上 （水生生物の保全に係る類型のみ）
				・年１回以上 （その他の地点）
			ノニルフェノール・LAS	・年４回以上 （水生生物の保全に係る類型のみ）
			上記以外の項目 （pH、DO、BOD、COD、SS）	・年１２回以上
	その他項目	特殊項目	全項目	・年１回以上
		特定項目	全項目	・年１回以上 （水道利水のある地点）
		要監視項目	全項目	・府域全域の長期的な状況を把握するための頻度・回数とし、３年で測定地点を一巡するローリング調査を基本とする。
準基準点	環境基準項目	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
		生活環境項目	全窒素・全りん	・年２回以上
			全亜鉛	・年２回以上 （水生生物の保全に係る類型のみ）
				・年１回以上 （その他の地点）
			ノニルフェノール・LAS	・年２回以上 （水生生物の保全に係る類型）
			上記以外の項目 （大腸菌数を除く）	・年４回以上
	その他項目	特殊項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年１回以上
		特定項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年１回以上

○　通日調査は、水質管理上重要かつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年１回以上（各１日について２時間間隔で１３回採水分析）。
○　河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において、３年で地点を一巡するローリング調査を基本とし、調査年につき年１回以上。

（2）海域

	測定項目			測定回数
環境基準点	環境基準項目	健康項目	PCB	・年１回以上
			上記以外の項目	・年２回以上
		生活環境項目	大腸菌数	・年１２回以上 （A類型のみ）
			ノルマルヘキサン抽出物質	・年１２回以上 （A、B類型のみ）
			全亜鉛	・年４回以上 （水生生物の保全に係る類型のみ）
				・年１回以上 （その他の地点）
			ノニルフェノール・LAS	・年４回以上 （水生生物の保全に係る類型のみ）
			上記以外の項目 （pH、DO、COD、全窒素、全りん）	・年１２回以上
	その他項目	特殊項目	全項目	・年１回以上
準基準点	環境基準項目	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
		生活環境項目	全亜鉛	・年２回以上 （水生生物の保全に係る類型のみ）
				・年１回以上（その他の地点）
			ノニルフェノール・LAS	・年２回以上 （水生生物の保全に係る類型）
			上記項目・大腸菌数・ノルマルヘキサン抽出物質を除く項目	・年４回以上
	その他項目	特殊項目	全項目	・環境基準点と同様

○　海域の底質は、３年で地点を一巡するローリング調査を基本とし、健康項目については調査年につき年１回以上、一般項目については年２回以上。

別図　効率化及び重点化のフロー

「事務処理基準」及び「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」等を踏まえ、当面、下記のフローに従い効率化及び重点化を行う。

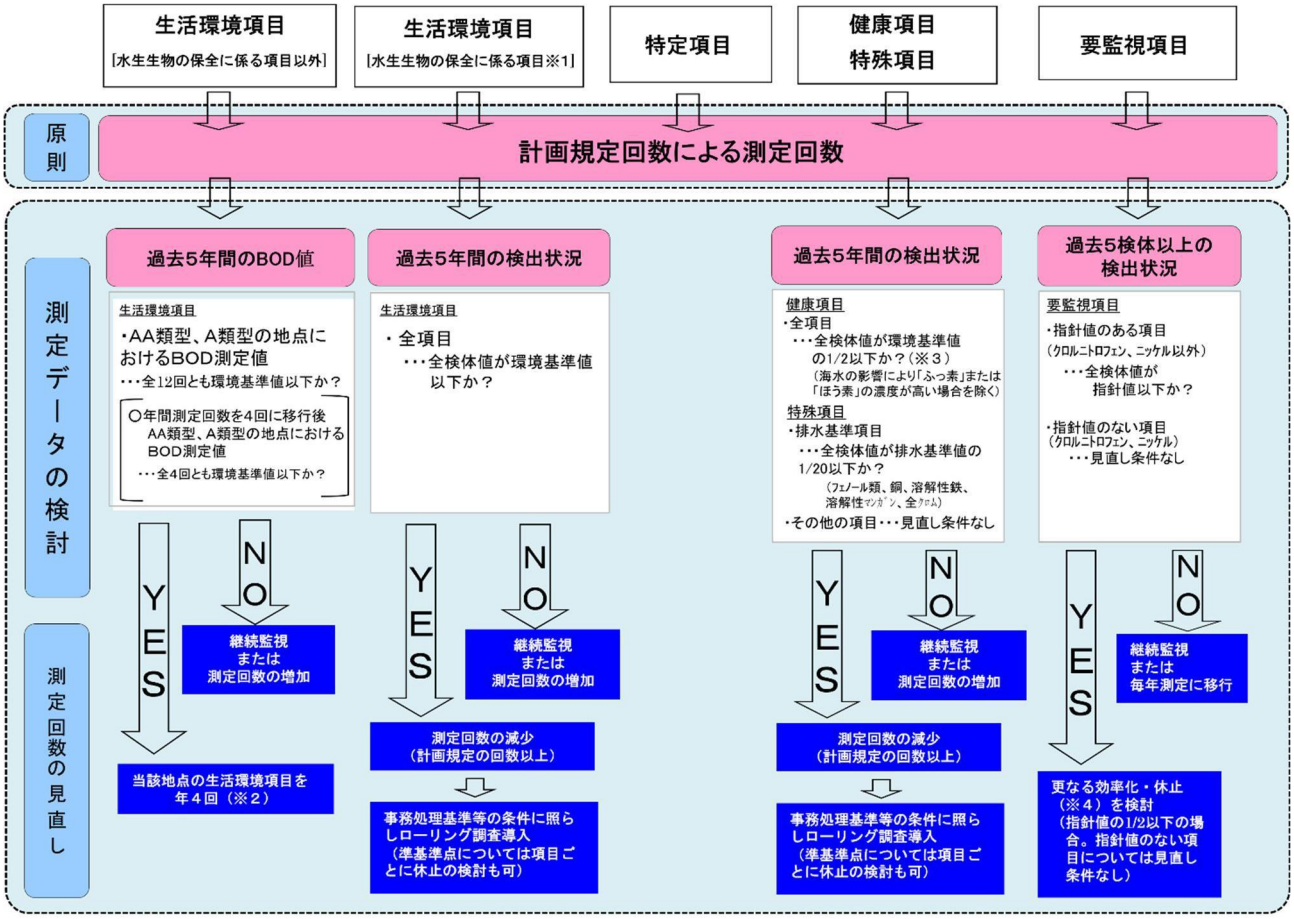

※1　全亜鉛、ノニルフェノール、LAS
※2　上流域の水質を把握するために、水域ごとに必要な地点として設定した地点については、BOD を除く生活環境項目を年４回に見直し可
※3　環境基準値が「検出されないこと」となっている項目（全シアン、アルキル水銀、PCB）については、報告下限値未満かどうかにより判断する。
※4　休止の対象とするのは、準基準点や類型指定されていない環境基準点における水生生物保全に係る項目などとする。

■測定地点の見直し

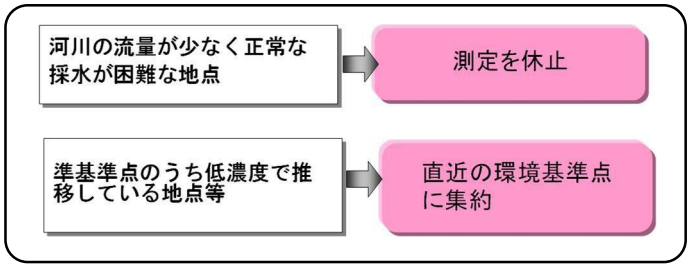

■底質測定の見直し

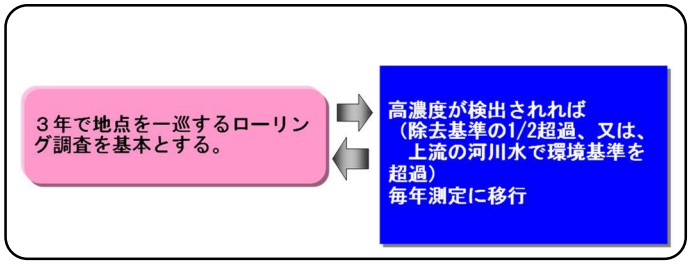

■河川の採水回数及び流量観測

○1 日の内で水質が大きく変動している地点を除き、１日の採水の頻度を４回から２回に減ずることができる。

○流量観測を原則１日２回、変動の少ない地点は１回とする。

地下水質常時監視の継続監視調査における
自然由来汚染地点の終了判断についての基本的考え方

自然由来汚染と判断できる継続監視調査地点については、効率的な常時監視を実施するため、「事務処理基準」、「地下水質モニタリングの手引き」及び地域や調査地点の実情を踏まえた上で、以下フローに従い継続監視を終了することとする。

継続監視調査の終了判断フロー

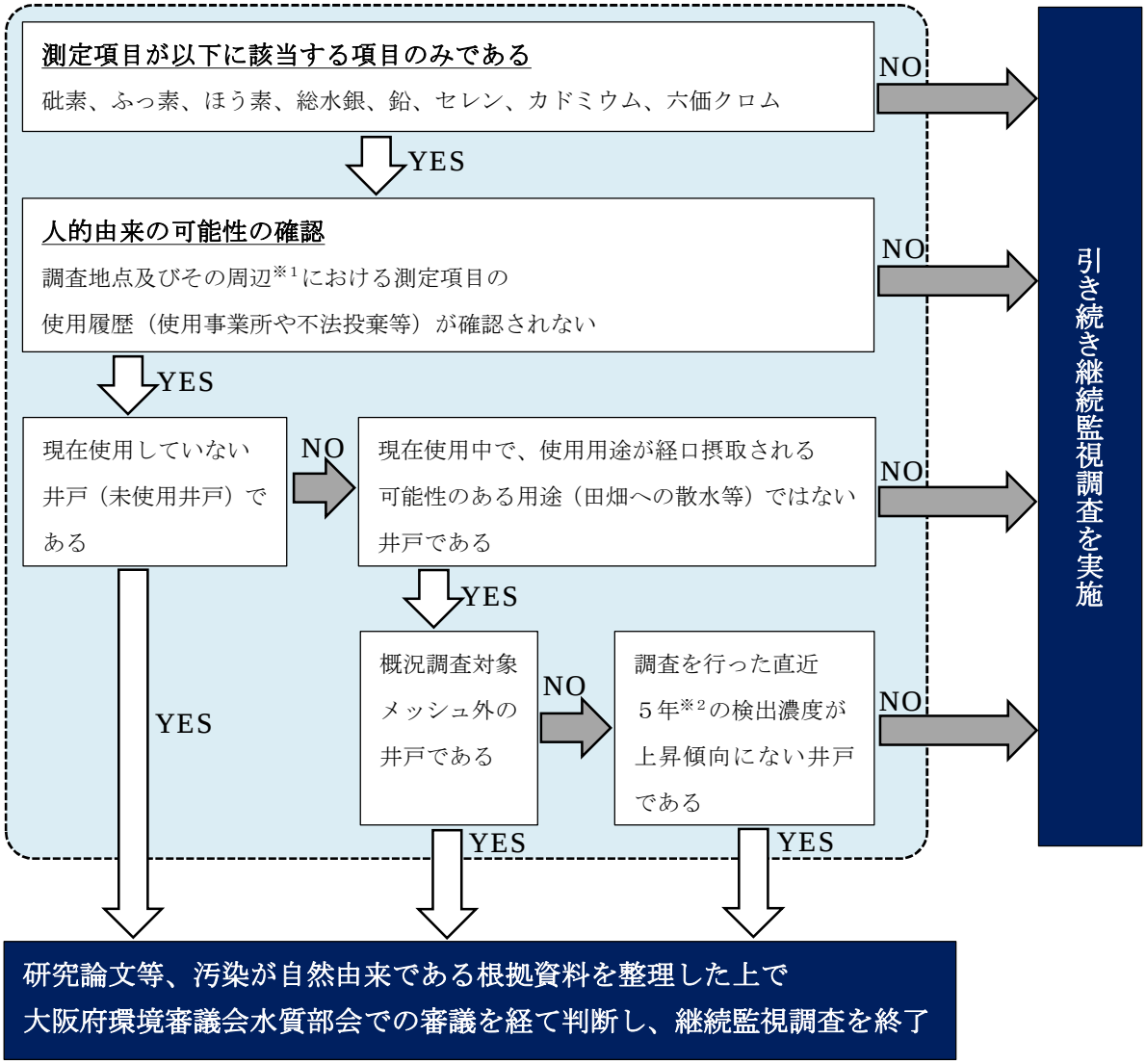

※１：周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下の範囲内とする。

物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値（m）
六価クロム	概ね　500
砒素、ふっ素及びほう素	概ね　250
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね　80

※２：直近５年とは、ローリング調査を含む過去５年分とする。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
〒559-8555　大阪市住之江区南港北一丁目 14-16／TEL　06-6210-9621　2025（令和７）年３月発行